

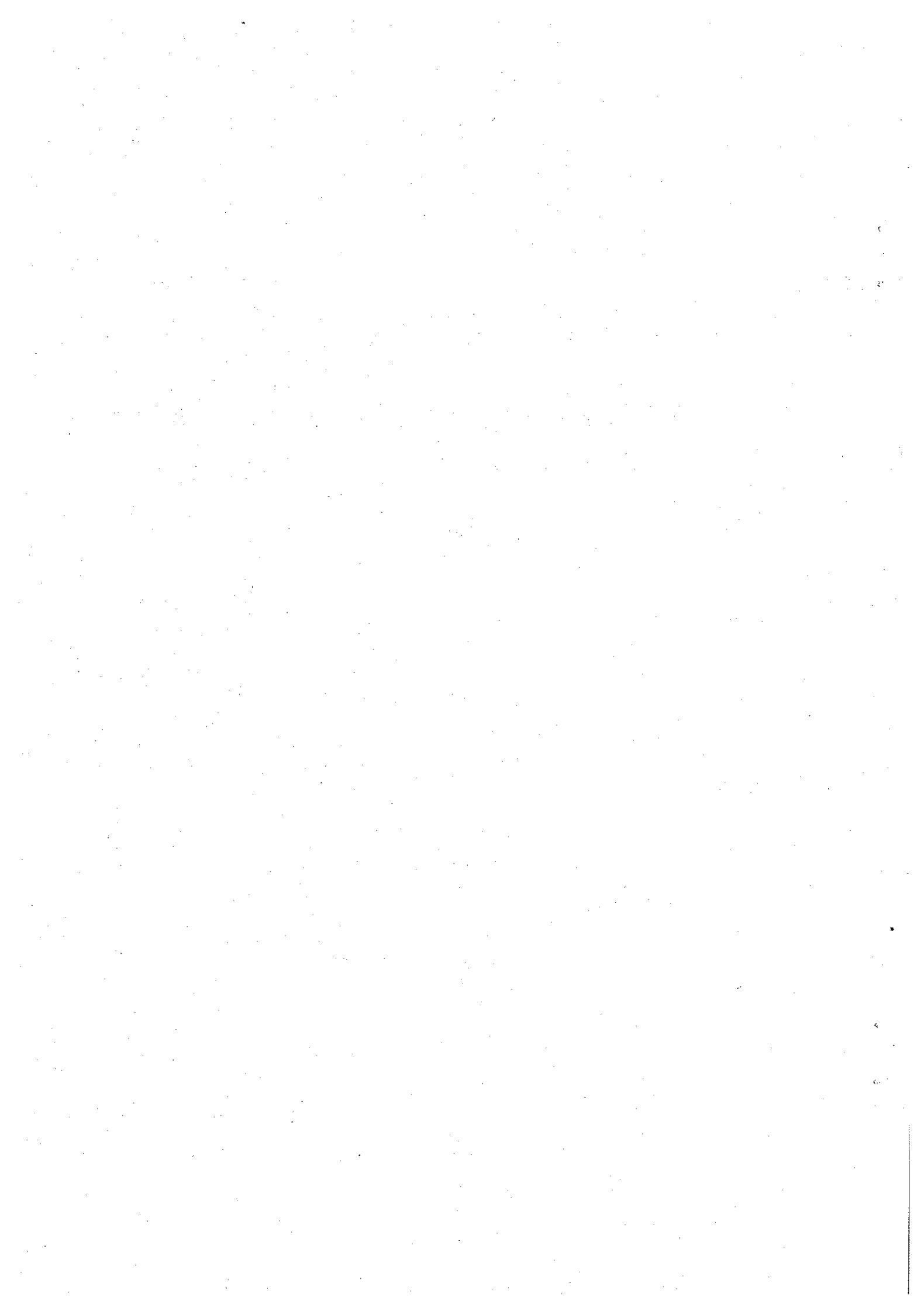
沖縄県教育振興基本計画

—第3次沖縄県教育推進計画(改訂版)一

(案)

平成21年3月

沖 縄 県



はじめに

本計画は、沖縄振興計画（平成14年度～平成23年度）の教育分野及び沖縄県教育長期計画（平成14年度～平成23年度）の効率的かつ効果的な施策の展開を図るため、平成21年度から平成23年度までの進行管理を行うアクションプランであると同時に、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定するものである。

計画の策定に当たっては、国の教育振興基本計画を参照し、第3次沖縄県教育推進計画を改訂した。また、改訂に当たっては、地域の要望や提言を伺うための教育施策に関する各地区協議会や、パブリックコメントを実施するなど、各方面の意見を反映させることに努めた。

主な変更点

◎ 構成の変更

- ・教育施策体系に、私立学校教育及び高等教育に関する主要施策並びに施策項目を新たに位置づけた。
- ・第2章及び第3章に、私立学校教育及び高等教育に関する主要施策並びに施策項目を新たに設定した。

◎ 国の教育振興基本計画の県の施策への主な反映

○ 自ら学ぶ意欲をはぐくむ学校教育の充実

- ・児童生徒の発達の段階を考慮した道徳教育を、道徳教育推進教師を中心とした全校体制で推進する。
- ・児童生徒の実態把握と教師の指導力を分析し、授業改善に活かすため、沖縄県学力到達度調査を実施する。
- ・様々な心身の健康問題に対応し、子どもが安心して学校生活を送ることができる環境を整備するため、すべての小・中学校における教育面と管理面から成る学校保健に関する計画の策定に努める。
- ・事件・事故や自然災害から子どもの安全を確保するため、すべての小・中学校における教育面と管理面から成る学校安全に関する計画の策定に努める。
- ・特別支援教育では、障害のある幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた教育支援を行うための「個別の指導計画」等の作成や、障害のない幼児児童生徒との相互理解を深めるための活動の拡充に努める。

- 豊かな心を持ち、夢・実行力のある青少年の健全育成
 - ・学校と地域との連携体制を構築し、学習支援活動や登下校の安全確保のための活動等、地域住民による積極的な学校支援の取組を促進する。
- 私立学校教育の振興
 - ・私立学校の教育条件の維持・向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、学校経営の健全性を高め私立学校の健全な発達に役立てるため、私学助成その他の支援を行う。
- 社会の信頼に応える学士課程教育の実現
 - ・入学者受入れの方針、教育課程の編成・実施の方針、学位授与の方針を明確化し、その検証を行う。
 - ・授業の到達目標と評価基準の明確化により厳正な成績評価を行う。
 - ・高校生対象の講座や初等中等教育機関教員対象の講座の拡充により高大連携を促進し、高等学校と大学との接続の円滑化を図る。
 - ・教員評価の在り方や教育研究などのシステムの整備等を含め、教員の教育力向上に向けた取組を総合的に推進する。
- 大学院教育の強化
 - ・国内外の大学との交流、学生や研究員等の人的な交流を拡大させ、国際的な共同研究体制の構築を図る。
- 大学の教育研究の推進と基盤の強化
 - ・科学研究費や外部研究資金等の積極的導入を図る。
 - ・優れた人材の育成や創造的・先進的な研究開発を推進するため、安全性の確保をはじめとする現代の教育研究ニーズを満たす機能を備えるよう、重点的・計画的な整備を推進する。
- 大学による社会貢献の推進
 - ・地域社会においてニーズの高い教育や、地域の活性化等の社会貢献のための取組を推進し、地域振興に貢献する。

教育施策は、創造性・国際性に富む活力ある人材の育成をめざし、その効果を検証しつつ県民参加のもとに推進されるべきものである。そのためにも、教育関係者及び県民父母の皆様が、教育行政へなお一層の関心を持って参画するための資料として本計画を活用されることを期待する。

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨と性格	1
2 計画の期間	1
3 計画の目標	1

第2章 これまでの実績等、課題、基本方向

1 潤いと生きがいのある生涯学習社会の形成	2
2 自ら学ぶ意欲をはぐくむ学校教育の充実	3
3 国際社会に生きる人材及び情報活用能力の育成	7
4 豊かな心を持ち、夢・実行力のある青少年の健全育成	9
5 家庭・地域の教育機能の活性化	11
6 健康な体をつくり県民が輝くスポーツの振興	12
7 豊かな感性をはぐくむ文化の振興	14
8 新しい時代を展望した教育行政の充実	15
9 私立学校教育の振興	16
10 社会の信頼に応える学士課程教育の推進（県立大学）	17
11 大学院教育の強化（県立大学）	19
12 大学の教育研究の推進と基盤の強化（県立大学）	21
13 大学による社会貢献の推進（県立大学）	24

第3章 施策の展開

1 潤いと生きがいのある生涯学習社会の形成	
(1) 生涯学習推進体制の充実	27
(2) 県民の学習ニーズに応える学習機会の拡充	28
2 自ら学ぶ意欲をはぐくむ学校教育の充実	
(1) 豊かな心を培う教育の推進	30
(2) 確かな学力を身に付ける教育の推進	31
(3) たくましい心と体をはぐくむ教育の推進	33
(4) 個性を大切にする教育の推進	36
(5) 世界と手をつなぐグローバルな教育の推進	38
(6) 魅力ある学校づくりの推進	39
3 国際社会に生きる人材及び情報活用能力の育成	
(1) 国際社会に活躍する人材育成の推進	42
(2) 情報化に対応した教育の推進	44
4 豊かな心を持ち、夢・実行力のある青少年の健全育成	
(1) 健やかな青少年をはぐくむ地域活動・体験活動の拡充	47
(2) ユイマール精神でつなぐ学校・家庭・地域社会の連携	48

5 家庭・地域の教育機能の活性化	
(1) 生き生きした活動を支える社会教育基盤の整備・充実	49
(2) 時代のニーズに応える社会教育活動の充実	50
(3) しつけ・心の触れあいのある家庭教育機能の充実	51
6 健康な体をつくり県民が輝くスポーツの振興	
(1) 県民一人一人が輝く生涯スポーツの推進	52
(2) 県民に夢と希望を与える競技スポーツの推進	53
(3) 社会体育施設の整備・充実	55
7 豊かな感性をはぐくむ文化の振興	
(1) 文化財の保護と活用	56
(2) 文化施設の整備・充実と芸術文化活動の推進	58
8 新しい時代を展望した教育行政の充実	
(1) 教育施策推進体制の充実	60
(2) 教育委員会の充実	61
(3) 福利厚生の充実	61
9 私立学校教育の振興	
(1) 私学助成その他の支援	63
10 社会の信頼に応える学士課程教育の推進（県立大学）	
(1) 教育内容の充実	64
(2) 教育実施体制の充実	65
11 大学院教育の強化（県立大学）	
(1) 教育内容の充実	67
(2) 教育実施体制の充実	68
12 大学の教育研究の推進と基盤の強化（県立大学）	
(1) 教育研究の充実	70
(2) 教育研究施設・設備の整備の推進	71
13 大学による社会貢献の推進（県立大学）	
(1) 地域振興に貢献する取組の充実	72
参考資料	
教育の目標	74
教育施策の体系	75

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨と性格

近年、少子高齢化の進行や国際化、情報化及び科学技術の進展など教育を取り巻く環境は急速に変化している。国においては、このような社会の変化に対応するため、平成18年12月に教育基本法が改正され、平成19年6月には新しい教育基本法の理念に基づき、学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法等が改正された。さらに、平成20年3月に、幼稚園、小学校及び中学校の学習指導要領が改訂され、引き続き同年7月には、教育振興基本計画が策定されており、我が国の教育は大きな変革の時代を迎えている。

本県においては、これまで沖縄振興計画等に基づいて教育環境の整備・拡充が図られており、今後とも新しい時代に適合し、将来を見据えた教育施策を継続的に実施していくことが必要である。

沖縄県教育委員会においても、平成14年3月に、平成14年度以降の教育総合計画の基本指針となる新たな「沖縄県教育長期計画」（10年計画）を策定し、個性豊かで活力ある県づくりのため、その基盤となる人材育成に努めているところである。

また、沖縄振興計画の教育分野及び沖縄県教育長期計画の効率的かつ効果的な施策展開を図るために、沖縄県教育推進計画を策定し、具体的な事業や政策評価等の指標を掲げて、その進捗状況等についての点検と適切な進行管理を行っており、1次計画（平成14年度から平成16年度）及び2次計画（平成17年度から平成19年度）に引き続き、平成19年度に第3次沖縄県教育推進計画を策定した。

本計画は、平成20年7月に教育振興基本計画が策定されたことを受けて、教育基本法第17条第2項に基づき、本県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定するものである。

2 計画の期間

この計画の期間は、平成21年度から平成23年度までの3か年とする。

3 計画の目標

本計画は、自ら学ぶ意欲を育て、学力の向上を図り、豊かな表現力とねばり強さを持つ児童生徒を育成するとともに、学校・家庭・地域社会の連携の下に、潤いと生きがいのある生涯学習社会の形成に努め、また、郷土文化の継承・発展に寄与し、国際化・情報化社会で活躍する心身ともに健全な県民を育成することを目標とする。

第2章 これまでの実績等、課題、基本方向

1 潤いと生きがいのある生涯学習社会の形成

(1) これまでの実績等

生涯学習推進体制組織の設置率は平成16年度に比べると上昇傾向にある。市町村においては、生涯学習センター的機能を担っている施設の設置率や推進計画の策定に関しては増えているが、生涯学習フェスティバル等の開催は減少している。各市町村において生涯学習を推進するためには、沖縄県生涯学習推進本部の組織体制の充実を図り、県全体での取組体制を強化するとともに、市町村における推進本部の設置を促進する必要がある。

平成17年6月に「おきなわ県民カレッジ」事業を立ち上げて以降、カレッジへの入学者、連携講座数は増えており、県・市町村における講座の修了者も着実に増えている。

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成16年度		平成19年度	
			目標	実績	目標	実績
生涯学習推進体制組織の設置率	%	25.0	36.0	32.6	45.0	45.0
県・市町村の講座の修了者数	人/年	26,876	27,500	32,232	35,000	59,793

(2) 課題

人、物、情報が地球規模で移動する国際化・情報化の時代を迎えた今日、我が国においては、社会の成熟化、自由時間の増大、少子高齢化等の社会の変化に伴い、潤いと生きがいが求められている。また、時代の変化に応じた生活・職業上の新しい知識・技能を習得するため、人々の生涯学習に対するニーズは、ますます高まりをみせるとともに、多様化・高度化している。

そのような社会状況の下、県民が生涯の各期において、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価され、学んだことが社会に生かせるような生涯学習社会の形成をめざして、生涯学習推進体制の整備、学習機会の提

供等生涯学習の一層の振興を図る必要がある。

(3) 基本方向

生涯学習推進センターを生涯学習の拠点として、県民が「いつでも、どこでも」必要とする学習を可能にするため、生涯学習推進体制・基盤の整備を図るとともに、市町村や大学等の高等教育機関、民間教育事業者などと連携した生涯学習ネットワークづくりを促進し、高度情報通信技術を活用した生涯学習機会の拡充を図る。さらに、学んだ成果が適切に評価され、社会に生かせるような生涯学習評価システムと体制の整備を推進する。

2 自ら学ぶ意欲をはぐくむ学校教育の充実

(1) これまでの実績等

本県学力向上対策は、昭和63年度から取り組んでいる。その間、小中学校における達成度テストの平均得点の上昇、全県的な読書の取組による読書量の増加、さらにスポーツ面、文化面での全国レベルの活躍などの成果を上げている。しかしながら、平成19年度に実施された全国学力・学習状況調査では全ての分野で全国平均を大きく下回った。

高等学校等進学率は、平成13年度には92.7%であったが、その後徐々に上昇し、平成19年度には94.8%となった。大学・短大等への進学率は、平成13年度31.1%から平成19年度33.5%に上昇したが、全国平均との差は17.7ポイントとなっている。今後は県内大学の定員に限りがあるため、県外大学・短大への進学指導が重要となる。

また、就職内定率は平成13年度には56.8%であったが、各学校で数値目標を掲げ、個別面談の充実や独自の求人開拓等の取組を行い、平成19年度には86.7%と大幅に上昇している。全国平均との差は縮まってきており、今後とも就職内定率向上に向けた取組の充実が必要である。

高等学校においては、50校が「総合的な学習の時間」を実施し、19校で課題研究による代替が行われている。実施校においては、職業観・勤労観の育成、進路選択能力、課題探求能力の育成に成果を上げている。今後は、各教科との関連・小中学校との関連、学習評価の方法等の改善が必要である。

児童生徒の体力・運動能力は、平成16年度から横ばい状態となっており、全国平均に達していない状況にある。体力の向上を図るために各学校における校内体力向上推進委員会等の取組を活性化し、学校・家庭・地域社会が一体となつた取組が必要である。

また、平成19年度に「子どもの体力の向上の総合的な計画」を策定し、これから沖縄を担う「がんじゅうわらび」の育成を目指して取り組んでいる。

中学生の社会体験（職場体験）は本県キャリア教育の一環として実施され、平成17年度から実施率は100%となっている。今後は実施日数、事前・事後指導等の充実を図る取組を推進していく必要がある。

公立学校の老朽建物整備については、県立学校では整備目標を達成しているものの、小中学校においては整備が遅れている状況である。また、空調整備についても整備が遅れており、引き続き整備促進に取り組む必要がある。なお、昭和56年以前に建てられた建物については、今後とも耐震化を推進していく必要がある。

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成16年度		平成19年度	
			目標	実績	目標	実績
高等学校等進学率	%	92.7	94.0	95.7	96.5	94.8
大学等進学率	%	31.1	39.0	31.0	35.0	33.5
就職内定率（高等学校）	%	56.8	70.0	77.8	85.0	86.7
進路決定率(特別支援学校)	%	75.4	78.0	83.9	82.0	91.4
児童生徒の体力・運動能力 テスト	点	小 48.4 中 48.4 高 47.2	49.0 49.0 48.0	48.2 48.4 46.7	49.5 49.5 49.0	48.5 48.4 48.2
中学生社会体験事業実施率	%	77.8	85.0	94.2	100.0	100.0
就業体験実施率	%	42.6	74.0	78.7	100.0	100.0
公立学校老朽建物整備率	%	小中 83.0 県立 85.0	86.0 88.0	85.6 91.7	89.0 93.0	87.6 95.2
公立学校普通教室空調整備 率	%	小中 32.0 県立 53.0	41.0 79.0	40.0 75.6	49.0 88.0	46.8 85.7

(2) 課題

生涯にわたる学習の基礎を培い、豊かな心を持ち、たくましく生きる人材を育成するためには、その基礎・基盤となる学校教育の役割は極めて大きく、教育改革に積極的に取り組みつつ、子どもたちの能力と個性が発揮できる環境整備を進めていく必要がある。

学習指導要領においては、子どもたちに基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図り、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を身に付け、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」をはぐくむことを基本的なねらいとしている。そのため、「確かな学力」の向上、心の教育の充実、信頼される学校づくりなどの諸施策を展開しているところであるが、今後、さらに道徳教育及び人権教育の充実、不登校対策及び高等学校中途退学対策の強化、進路指導の充実及び新規学卒者の雇用の促進等が緊要な課題としてあげられる。

本県の高等学校卒業者の進路決定率は、平成18年度末で81.2%となっており、全国の94.3%に比べ依然として低い状況にある。自らの進路を主体的に選択・決定できる態度を育成するには、就業体験学習等の多様な体験学習を行い、望ましい勤労観・職業観を身に付けさせる必要がある。

社会において自立的に生きる基礎を培うために、基礎的・基本的な知識・技能を習得させるとともに、思考力・判断力・表現力等をはぐくむような学習活動を行う必要がある。また、国語をはじめとした言語活動の重視や体験活動の充実を図ることにより、自分への自信を持たせる取組に努める必要がある。

このため、教職員の実践的な指導力向上を目的に、「経験段階」と「研修形態」に分類した体系的な各種研修を実施しており、個々の教職員のニーズや能力・適性に応じた体験型、参加型の研修も積極的に取り入れている。さらに、教職員一人一人を組織的に支援していくためにも、教職員評価システムを推進する必要がある。

昭和52年度以前に建築された公立学校の校舎は、平成19年5月1日現在、全体の約10%を占めている。校舎の老朽化の進行は著しいものがあり、安全で快適な学習環境を確保するための校舎整備が必要である。

(3) 基本方向

本県学校教育の重要課題である学力向上対策については、全国学力・学習状況調査に関わる沖縄県検証改善委員会による学校改善支援プランを受け、基礎的・

基本的な知識・技能の確実な習得を図るとともに、知識・技能を活用する学習活動を充実させることにより、思考力・判断力・表現力等をはぐくみ「生きる力」を身に付けることを重視し、知・徳・体の調和のとれた人間の育成をめざした取組の強化を図る。

豊かな心の育成については、自他の生命を尊重する心や他人を思いやる心、美しいものや自然に感動する心などの豊かな情操、善悪の判断などの規範意識及び公共の精神をはぐくむため、児童生徒の発達の段階を考慮した道徳教育を、道徳教育推進教師を中心とした全校体制で推進する。また、「当たり前のことが当たり前にできる」ことを重視し、学校、家庭・地域社会の連携による「凡事徹底」の取組を推進する。

学校体育・スポーツ及び健康教育においては、心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解と運動の合理的な実践を通して、自ら積極的に運動に親しむ資質や能力を育てる。同時に、健康を保持増進するための実践力を育成するとともに、体力の向上を図り、明るく豊かで活力のある生活を営む態度を育成する。

特別支援教育においては、発達障害を含む障害のある子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な支援を行うため、幼稚園から高等学校に在籍する障害のある幼児児童生徒に対して「個別の指導計画」等を作成し、可能な限り自立して社会参加できる教育を推進する。

幼児教育においては、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期ととらえ、幼児の健やかな成長を図るために発達の段階を踏まえた教育を推進する。

へき地の学校においては、「へき地性（環境）」、「小規模性」及び「複式形態（学級）」のメリットを生かした幼児児童生徒の育成を図る教育を推進する。

国際性豊かな広い視野を持ち、よりよい環境づくりや環境保全に配慮できる人材の育成に努める。

多様な児童生徒に対応し、それぞれの個性を最大限に伸長できる魅力ある学校づくりに向け、県立学校の編成整備等を推進する。

さらに、教育の基盤となる学校施設・設備の整備、充実を図り、教職員の使命感の高揚、豊かな人間性と実践的な指導力の向上のための教職員研修の充実に努めるとともに、学校における教育活動への地域人材の活用及び保護者や地域住民の声を反映させるなど開かれた学校づくりを促進する。

3 国際社会に生きる人材及び情報活用能力の育成

(1) これまでの実績等

小学校における外国語活動は全ての小学校で行われている。今後も国際化に対応した学校教育の推進に当たっては、小学校における国際理解教育や外国語活動の充実と教師の指導力の向上を図っていく必要がある。

外国青年招致人数は、当初の目標値には達していない状況にある。外国語教育の充実・改善を図るには招致人数の増が望まれる。また、高校生海外留学生派遣についても、国際性豊かな人材を育成するため派遣人数の増が必要である。

「コンピュータを活用して指導ができる教員」は、国の施策（IT新改革戦略）により、平成18年度から「教材研究・指導の準備・評価などにICTを活用する能力」、「授業中にICTを活用して指導する能力」など、5分野18項目からなる「教員のICT活用指導力」に変更された。

コンピュータを活用して指導できる教員は、IT教育研修等により概ね目標を達成している。平成19年度における「教員のICT活用指導力」についても、5分野で全国3位になるなど成果を上げている。今後とも、児童生徒の情報活用能力の育成及びICTの効果的な活用による学力向上を図るために、すべての教員のICT活用指導力の向上を目指し組織的・計画的に取り組む必要がある。

教育用コンピュータの整備状況は、平成19年度末現在で、児童生徒6.4人に1台となっており目標は達成されていない。校種別では、県立学校は整備水準の目標を達成しているが、小・中学校では更なる整備が必要である。

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成16年度		平成19年度	
			目標	実績	目標	実績
小学校における英語教 総合的な学習の時間の中で英語活動(3年～6年)を実施する小学校の数(平成19年度対象小学校数:274)	校 (累計)	—	—	270	274	274

育導入校数	英語教育を実施する小学校の数（研究開発・教育特区での実施校）	校 (累計)	0	50	48	55	64
外国青年招致人数(ALTのみ)	人/年	77	116	99	121	101	
高校生海外留学生派遣人数	人/年	50	80	39	40	28	
コンピュータで指導できる教員の割合	%	53.0	100.0	94.7	100.0	75.0	
教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数	人	12.2	6.0	7.3	5.4	6.4	

※コンピュータで指導できる教員の割合は、平成18年度から「教員のICT活用指導力の割合の平均」に変更された。

(2) 課題

国際化、グローバル化が急速に進む今日、国際交流活動や外国人との交わりにおいて、国際共通語となっている英語によるコミュニケーション能力の向上が強く求められている。このため、英語教員の指導力の向上を図るとともに、本県の地理的条件や歴史的経験を生かし、外国語教育、国際理解教育を一層推進する必要がある。

また、情報化に対応した教育の推進に当たっては、すべての児童生徒の情報活用能力を育成することが重要であり、そのためにはICT環境の整備・充実やすべての教員のICT活用指導力の向上を図る必要がある。

(3) 基本方向

本県がアジア・太平洋地域において、学術・スポーツ・平和の国際交流拠点として、21世紀の国際社会に貢献できる国際性や創造性に富む人材育成を図るために、児童生徒の語学教育や国際理解教育を推進する。

また、将来を担う子どもたちが高度情報通信社会に主体的に対応できるためには、情報活用能力やICTを効果的に活用して「わかる授業」を実現することで「確かな学力」を身に付けさせることが重要である。

のために、教育用コンピュータ、校内ＬＡＮ、超高速インターネット接続、教育用コンテンツなどＩＣＴ環境の整備・充実及びすべての教員のＩＣＴ活用指導力の向上を図る。

さらに、インターネット上の違法・有害情報などに起因する問題など、いわゆる情報の「陰」の部分に対応するため、すべての教員の情報モラル指導力の育成を図る。

4 豊かな心を持ち、夢・実行力のある青少年の健全育成

(1) これまでの実績等

県及び市町村の体験活動事業への参加者数は129,000人で、平成19年度の目標値である126,600人を達成したが、市町村教育委員会主催の体験活動参加者は減少傾向にあり、参加人数が頭打ちになる可能性もある。今後は、平成23年度の目標値である146,000人を達成できるよう各市町村にはたらきかけていく。

学校支援ボランティア活用校は、基準年を平成13年として平成19年度までの達成目標を93%に設定し拡充を図ってきた。その結果、ここ数年小中学校では約90%近くの達成状況である。しかし、高等学校においては30%程度となっている。

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成16年度		平成19年度	
			目標	実績	目標	実績
県及び市町村の体験活動事業参加者数	人/年	76,000	78,000	105,000	126,600	129,000
学校支援ボランティア活用校	%	74.8	90.0	88.0	93.0	89.1

(2) 課題

都市化、少子化、核家族化、地域における人間関係の希薄化等が家庭や地域社会の教育力の低下をもたらしているとの指摘がある。このようなことも原因・背

景となって、いじめや暴力行為、薬物乱用、性に関する非行、児童虐待等の解決すべき多くの課題が派生している。

青少年は、一人一人が多様な可能性を持った存在である。青少年が心身ともに健やかに成長することは、親の願いであり、県民の願いである。

青少年一人一人が豊かな心をはぐくみ、たくましく生きる資質と能力を培い、現在または将来において自己実現を図り、社会の有為な成員となるよう、青少年の健全育成の充実を図る必要がある。

青少年の健全育成を図るため、青少年のボランティアなどの奉仕体験活動や生活・自然体験活動等を推進しており、本県における児童生徒の体験活動参加者は、平成19年度の目標値を大きく上回った。しかし、市町村教育委員会主催の体験活動の参加者は減少傾向にあるため、取組の強化・拡充の促進を図る必要がある。

また、地域の人材資源を積極的に学校教育に取り入れ、学習支援や子どもの居場所づくりを図るために学校支援ボランティアの活用を推進しており、県内の9割の学校で学校支援ボランティアが活用され、その教育的効果も上がっている。しかし、ボランティアを探したり、打合せの時間が見いだせないなど、体制の在り方に課題があり、今後は地域社会全体で学校を支援するための取組の推進や体制づくりの強化を図る必要がある。

(3) 基本方向

ボランティア活動など社会奉仕体験活動や生活・自然体験活動、地域での文化・スポーツ活動や伝統行事等への参加、親と子どもの体験活動等の総合的な青少年体験活動を推進するとともに、人とのかかわりの中で自分のよさや可能性を伸ばし、心のよりどころとなる子どもの居場所づくりに努める。

青少年は本来、地域社会で多くの大人に見守られながら多くの人と出会い、様々な体験を積み重ねて、生きる知恵と社会性を身に付け人格を形成していくものである。しかし、現代社会は物質的な豊かさと生活様式の変化に伴い、地域の連帯感が希薄化し、大人が子どもたちの教育に関わる地域の教育力が低下している。

本県は社会的特性として、地域において人々が手に手を取って助け合う相互扶助のユイマール精神が息づいている。このユイマール精神を生かした様々な取組を通して、地域社会が「地域の子どもは、地域で育てる」意識を高め、子どもの教育に多くの大人が関わり、地域の教育力の活性化・高揚を図る諸施策を推進する。

学校・家庭・地域社会が、それぞれの教育機能を十分に発揮するとともに、三

者が相互理解を深め、連携・協力して青少年の健全育成活動に取り組むなど、学
・社連携・融合を推進し、夢と実行力のある青少年の育成に努める。

5 家庭・地域の教育機能の活性化

(1) これまでの実績等

県民一人あたりの図書貸出冊数は、概ね順調に目標を達成している。「子どもの
読書活動の推進に関する法律」（平成13年）や「文字・活字文化振興法」（平成
17年）の施行等により読書活動への社会の関心は高まっている。

社会教育指導者等養成講座の受講者数は、平成19年度2,600人を目標として
いるが、行財政改革により各種講習会の実施方法等の検討が行われ、実施回数や
内容の精選などにより、平成18年度実績が1,576人となった。

家庭教育講座、研修会への参加者数は、平成16年度から国の委託事業である「家
庭教育支援総合推進事業」の各種講座への参加者数が指標に加わったため、目標
値を大きく上回った。

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成16年度		平成19年度	
			目標	実績	目標	実績
図書貸出冊数 (県民一人当たり)	冊/年	3.0	3.3	3.4	3.6	3.3
社会教育指導者等養成講座 の受講者数	人/年	2,300	2,500	2,330	2,600	1,749
家庭教育講座、研修会への 参加者数	人/年	2,444	8,400	6,610	6,400	33,349

(2) 課題

県民の生き生きした社会教育活動を支援し、時代のニーズに即した学習活動に
対応するためには、今後とも市町村と連携し社会教育基盤の整備を図る必要があ
る。

社会教育においては、社会教育施設の整備とともに、社会教育主事をはじめとする社会教育指導者等の養成、さらには、学習機会や情報の提供等の社会教育活動の充実を図るため、市町村や社会教育関係団体・NPO等と連携し、地域課題に即した事業を効果的に推進していく必要がある。

(3) 基本方向

県民の生き生きした社会教育活動を支援し、時代のニーズに即した学習活動に対応するため、公民館や図書館、青少年教育施設等の施設・設備の充実や社会教育指導者等の養成、社会教育基盤の整備を推進するとともに、青少年・成人・婦人・高齢者等を対象にした研修や地域の人づくり、ふるさとづくり等の社会教育活動の充実を図る。

また、明るく温かい心の触れあいがある家庭は、子どもたちが健やかに育つ源泉であり、思いやりのある豊かな人間性をはぐくみ、社会のルールや規範を身に付ける原点であるという認識の下に、家庭教育の充実に努めるとともに、社会全体で子どもを育てていく気運を醸成する。

6 健康な体をつくり県民が輝くスポーツの振興

(1) これまでの実績等

平成17年度から、総合型地域スポーツクラブ育成アドバイザーを配置したことにより、県民が主体的に実施し活動する総合型地域スポーツクラブ数は増加している。

県立社会体育施設利用者数は、目標を上回る成果を上げており、全国スポーツ・レクリエーション祭については、毎年160名程度を派遣している。

平成22年度全国高等学校総合体育大会の開催に向けては、平成18年度に沖縄県準備委員会を設立し、会場地市町村を決定した。平成19年度には大会期間や大会愛称等を決定したほか、競技力向上推進本部の設置や県有体育施設の整備を図った。

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成16年度		平成19年度	
			目標	実績	目標	実績
県立社会体育施設利用者数	千人/年	398	580	704	450	552
学校体育施設の開放状況	%	65.5	68.5	70.0	76.0	62.0
沖縄県スポーツ・レクリエーション祭の参加者数	人/回	11,381	11,700	13,960	13,900	10,850
総合型地域スポーツクラブ数	団体 (累計)	1	4	4	15	21

(2) 課題

本県は、県スポーツ・レクリエーション祭や県民体育大会等の開催、総合型地域スポーツクラブの創設・育成により、広く県民にスポーツの機会を提供するとともに、スポーツの普及・発展に努めている。

県民が、それぞれのライフステージにおいて、健康を保持増進するため、日常生活の中にスポーツを取り入れることのできる環境を整備・拡充する必要がある。また、県民の活力の高揚を図るため、競技スポーツの振興をめざし、スポーツ団体等の育成・強化、指導者の養成・確保に努める必要がある。

さらに、平成22年度全国高等学校総合体育大会の本県開催に向けて、競技力向上対策を推進するとともに、多様化・高度化するスポーツ活動のニーズに応える社会体育施設の整備・充実を図る必要がある。

(3) 基本方向

スポーツは、心身の健全な発達に資するとともに、明るく豊かで活力に満ちた生きがいのある社会の形成に役立つものである。

県民の誰もが身近な地域においてスポーツに気軽に親しむことのできる環境を整備・拡充するとともに、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、スポーツに親しみ、心身ともに健康で輝く人生を送ることのできる生涯スポーツ社会の実現を図る。

また、本県選手が全国大会や国際大会等で活躍する姿や、栄冠をめざし競技スポーツに打ち込むひたむきな姿は、県民のスポーツへの関心を高め、夢や感動を与えるとともに、青少年の健全育成や県勢の発展に大きく寄与するものである。

このため、地域社会、関係団体等と連携を密にし、一貫した指導システムを確立する中で、スポーツ医・科学の成果の活用や支援体制の充実・強化を図り、競技スポーツを推進する。

平成22年度全国高等学校総合体育大会の準備・運営に万全を期すとともに、競技力向上対策の推進及び社会体育施設の整備・充実を図る。

7 豊かな感性をはぐくむ文化の振興

(1) これまでの実績等

沖縄の伝統芸能や工芸、建造物、史跡など優れた文化財を県民のかけがえのない財産として保存・継承、活用を図るため、文化財としての指定の推進に取り組んでいるところである。

世界遺産に登録されている史跡をはじめ国及び県指定史跡の保存・活用を図るため、歴史的環境の整備を促進している。平成19年度は今帰仁城跡や中城城跡など15箇所の保存整備に取り組んだ。

国立劇場おきなわについては、沖縄の伝統芸能を中心とした優れた芸術文化の公演を行うとともに児童生徒の組踊鑑賞会など県事業を実施しその活用を支援することにより、本県文化の振興を図っているところである。

平成19年11月に開館した県立博物館・美術館は、沖縄の自然や歴史、文化、美術等の情報発信拠点としての役割が求められる。

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成16年度		平成19年度	
			目標	実績	目標	実績
文化財の指定件数	件 (累計)	1,202	1,230	1,221	1,260	1,288
史跡の整備件数	件/年	14	14	15	17	15
国立劇場おきなわ入館者数	人/年	—	67,000	49,350	50,000	55,803

(2) 課題

本県の地理的、歴史的特性によって醸成された文化は、県民共有の財産であり、その価値を再認識して、保存・継承・発展させることは、県民の責務である。

現在、県内に所在する各種の文化財について、調査、保存整備、保存管理、伝承者養成等の事業を実施するとともに、新たな文化財の指定や文化財の公開及び活用に努めているところであり、県民の文化財や芸術文化に対する意識を啓発して、心豊かで潤いのある生活が営めるよう特色ある文化の振興を図る必要がある。

(3) 基本方向

文化財に係る各種の保存整備事業を展開し、県民が等しく沖縄の地域文化に触れ、文化財への関心や意識を高めるとともに、その保護と活用が図られるよう地域文化の創造活動を促進する。

また、有形・無形・民俗・記念物等の文化財調査や保存修理をはじめ戦災文化財の復元整備や在外文化財・流出文化財等の調査を行うとともに、文化財を有効に活用できる文化施設・設備の充実を図る。

さらに、生涯学習の観点と国際化の時代に対応した芸術文化の振興を図り、文化の創造に寄与する諸事業を推進する。

8 新しい時代を展望した教育行政の充実

(1) 基本方向

国で進められている教育改革や本県が策定する各種施策を踏まえ、「沖縄県教育長期計画」、「県立学校編成整備計画」等の施策や計画を総合的・効果的に推進し、社会の変化に柔軟に対応した教育行政の運営を図る。

また、教育委員会の役割と使命を重視し、その機能を十分發揮できるよう各関係機関との連携を強化し、教育行政の運営等の改善・充実を図る。

さらに、教職員が公務の能率的運営や活力ある教育活動を展開するためには、生活の安定と福祉の向上を図る必要がある。

9 私立学校教育の振興

(1) これまでの実績等

私立学校は、個人の寄附財産等を基礎として設立され、建学の精神や独自の校風により運営されているという特性から、その自主性が重んじられ、特色ある教育を実践してきた。このような教育により、いわゆる難関大学等への進学やスポーツ等における全国的な活躍をはじめとし、情操教育など様々な面から人材育成に実績をあげており、本県の公教育の重要な一翼を担っている。

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成16年度		平成19年度	
			目標	実績	目標	実績
私立幼稚園の園児定員充足率	%	72.3	—	71.0	—	70.8
私立小学校の児童定員充足率	%	71.6	—	70.2	—	65.0
私立中学校の生徒定員充足率	%	89.0	—	90.0	—	94.6
私立高等学校の生徒定員充足率	%	90.4	—	77.1	—	76.7

※定員充足率は、認可定員に占める園児数、児童数又は生徒数の比率をいう。

(2) 課題

国際化・情報化の急速な進展など社会情勢の変化に柔軟に対応できる人材育成が求められる中、少子高齢化の進行など私立学校を取り巻く環境は厳しさを増していることから、学校法人等に対し積極的な学校評価への取組や財務情報の公開等を促すとともに、学校法人等の自主的な努力による健全な経営を確保する必要がある。

(3) 基本方向

私立学校は、建学の精神に基づき、特色ある教育を実践し、個性豊かな人材育成に貢献するとともに、本県の学校教育の充実・発展に重要な役割を果たしている。

このような私立学校の特性と役割を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、私学助成等を通じ、その振興を図る。

10 社会の信頼に応える学士課程教育の推進（県立大学）

(1) これまでの実績等

県立芸術大学は、昭和61年開学当初の美術工芸学部と附属研究所に加え、平成2年度音楽学部及び平成5年度から平成7年度に大学院を設置し、20年余にわたり芸術に係る教育研究能力の向上及びその環境整備の充実を図り、各専門分野において国内外で活躍する多くの優れた人材を輩出し、芸術文化の振興に寄与している。これまでの学部学生の卒業生は1,800名である。

県立看護大学は、平成11年4月に開学し、これまで10年間にわたり看護に係る教育研究水準の向上及び環境の整備充実を図ってきた。学士課程教育では、広い視野と高い倫理観を備え、看護学の専門的知識、技術を有する看護職者を養成し、県内外の保健医療、福祉の向上に貢献している。

平成19年度までの学部卒業生は470名で、看護師、保健師、助産師等として県内外の保健医療機関等で活躍する多くの優れた人材を輩出している。卒業生の進路状況は、卒業時点では就職435名、進学30名、その他5名であり、就職者の職種の割合は、看護師79.1%、保健師7.36%、助産師9.43%、養護教諭2.53%である。

就職者の約6割の269名が県内の保健医療機関や自治体、学校などへの就職であるが、このうち離島で働く卒業生も30名近くを数えており、島嶼県という状況下において、看護業務に従事する人材の育成と供給も担っている。

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成16年度		平成19年度	
			目標	実績	目標	実績
卒業者数						
県立芸大	人/年	105	105	117	105	108
県立看護大	人/年	—	80	79	80	81
国家資格取得状況						
看護師	人/年	—	79	77	81	79
保健師	人/年	—	79	71	81	76
助産師	人/年	—	7	7	10	9

※国家資格取得状況において、複数の資格を取得している者は、それぞれの資格者数に含まれる。

(2) 課題

県立芸術大学においては、高等教育機関として、美術、音楽の専門分野において有為な人材を育成する役割を担っており、特に建学の理念に基づいた沖縄における伝統芸術の継承と新たな芸術の創造に資する人材の養成に務める必要がある。

また、質の高い研究、教育理念に基づく教育研究システムを確立し本県の芸術文化の振興を図るとともに芸術文化の国際交流の一層の充実を図る必要がある。

さらに、従来からの学士課程教育における教養と専門教育の有機的融合の取組を大学院教育までを見据えた一貫した教育体制のもとで実践し、本学の人材育成の目標を達成すべく教育の質の向上を図る必要がある。

教育力向上による大学の質の維持・向上の取組は、少子化などの時代の流れの中で必須であり、そのためには、教員だけでなく職員を含むSD^{#1}活動を推進していくことが求められている。

伝統工芸の継承発展や人材の育成及び工芸に関する研究を行うためには、漆芸などの新たな領域（科目の新設）の開設に取り組む必要がある。

本県は世界に誇る長寿県でありながら、生活習慣の変化等によりその地位が脅かされつつある。県では、平成7年に「世界長寿地域宣言」を行っており、「健康おきなわ2010」に基づき健康づくりに一層取り組んでいく必要がある。

県立看護大学の課題として、医療従事者が充足していない離島地域において住民の健康の維持増進及びプライマリ・ケアのできる看護職者の養成や助産師養成

注1 SD（スタッフ・ディベロップメント）：職員の職能開発

の枠拡大も急務である。このようなことから、看護職者を養成し、本県の看護職者の需要にさらに応えるとともに、島嶼県である本県の保健医療・福祉分野において、看護を科学的に実践し、人々の健康と福祉の向上に貢献できる人材育成の拠点として、その役割はますます重要なものとなっている。

(3) 基本方向

県立芸術大学は、広く教養を養い、専門芸術の技術、理論及び歴史教育の研究を深め、人間性と芸術的創造力及び応用力を育成し、もって伝統芸術文化と世界の芸術文化の向上発展に寄与したい。

美術工芸学部は、伝統工芸をはじめ沖縄の豊かな芸術文化の伝統を受け継ぎ、新しい創造的な芸術文化の形成、発展を担う人材を養成する。

音楽学部は、伝統音楽・芸能をはじめ沖縄の豊かな芸術文化の伝統を受け継ぎ、新しい創造的な音楽芸術文化の形成、発展を担う人材を養成する。

県立看護大学は、豊かな人間性、生命の尊厳と平和を希求する沖縄の心を基本として、保健医療・福祉分野において、県民の期待に応えうる質の高い看護技術と専門的能力を有し、多様化及び国際化の進む社会において、幅広い視野から看護を科学的に実践できる看護職者を育成する。

このため、島嶼環境を活かした実践的教育および国内外の大学・看護職者との交流を推進する教育を行う。

11 大学院教育の強化（県立大学）

(1) これまでの実績

県立芸術大学における大学院教育は、平成5年に造形芸術研究科、平成6年に音楽芸術研究科を設置するとともに、平成8年4月には博士課程芸術学文化研究科を設置している。これまでの修了者数は修士課程420名、博士課程4名である。

研究の分野においては、地域と結びついた研究、アジアに広がる研究を特徴とし、地域伝統文化の研究で成果を上げるとともに、海外へ留学する学生の割合も高い。芸術の実践の分野においては、全国的・世界的な公募展やコンクールに入

選する者も増えつつあり、県内の芸術活動の水準を飛躍的に高めつつある。伝統芸術分野では国立劇場おきなわの舞台・演奏の中核を占めつつある。

県立看護大学の大学院教育は、博士前期課程と博士後期課程を平成16年4月に開設し、広い視野に立った高度な看護ケアの実践者や看護管理者、看護教育者、看護研究者など看護の分野におけるリーダーの養成を担っている。平成18年3月には博士前期課程の第1期生4名、平成19年3月には博士後期課程の第1期生2名が修了した。

教育研究の分野においては、特に、本県の離島や過疎地域における高度看護実践者及び指導者の育成を目指して、文化間保健看護、生涯発達保健看護ならびに先端保健看護の3分野における看護の実践、教育・研究を特徴としている。また、積極的に現場で勤務する看護職者を受け入れ、本県の保健医療・福祉の質向上に貢献している。

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成17年度		平成18年度		平成19年度	
			目標	実績	目標	実績	目標	実績
修士課程修了者数 (芸大)	人/年	30	30	36	30	25	30	31
博士前期課程修了 者数 (看護大)	人/年	—	6	4	9	9	6	5
博士課程修了者数 (芸大)	人/年	3	3	2	3	0	3	0
博士後期課程修了 者数 (看護大)	人/年	—	—	—	2	2	2	0

※県立看護大の博士前期課程の第1期生の修了は平成18年3月、博士後期課程の第1期生の修了は平成19年3月である。

※博士前期課程は修士課程として取り扱っている。

(2) 課題

県立芸術大学の修士課程においては、地域の芸術文化の指導者を養成するため、教育課程の体系化、指導計画の明確化により、教育の質と客觀性を高めること、姉妹校等、海外との交流の機会を増やし、地域に世界に活躍し発信する指導的な人材を増やしていく必要がある。

また、博士課程においては学術的研究分野のみならず、実践分野の高度な指導

者を養成するため、実技系領域の開設が必要である。

県立看護大学の課題として、島嶼県である本県では、県外から質の高い看護職者を確保することが容易でないことから、大学院教育で、看護職者のリーダー養成をさらに充実していく必要がある。

また、県立看護大学の大学院生は通常、看護職者としての職業を続けながら大学院で学ぶため、教育方法をさらに工夫して学びやすい体制を整えていく必要がある。

さらに、県立看護大学は、沖縄の自然・社会・文化を重視し、本県の看護職者のリーダーを育成する使命があり、多様な背景をもつ看護職者が学べるように教育体制を改善する必要がある。

質の高い教員確保においても苦慮している現状にあり、教員採用等に工夫が必要である。

(3) 基本方向

県立芸術大学においては、建学の理念に則り高度な芸術の理論、応用を研究・教育し、その深奥をきわめた芸術文化を創造する。

県立看護大学大学院では、広い視野に立って、看護における高度なケアの実践や教育のできる専門的能力、研究者として自立した研究活動のできる能力を養う。

沖縄には東南アジアおよび環太平洋地域との長い交流の歴史があることから、その実績を踏まえて、国際的な研究交流をさらに推進する。

また、看護職者として働きながら学ぶ大学院生や特に離島で働く看護職者も大学院教育を受けられるような環境整備とシステムの推進を図る。

さらに、質の高い教員確保については、専任教員の資質向上に加え、職位別体制の見直しや特任教授の柔軟な採用等の工夫を重ねていく。

12 大学の教育研究の推進と基盤の強化（県立大学）

(1) これまでの実績等

県立芸術大学においては、20年余にわたり芸術に係る教育研究水準の向上及び第1・第2・第3キャンパスにおいて教育研究施設の整備充実を図り、芸術分

野の総合大学として、少人数授業による密度の高い独自の教育を行ってきた。

伝統工芸と伝統芸能及び関連分野について、研究と教育を行い優れた後継者と地域の芸術文化の振興に寄与できる人材の育成に努め、タイ、ラオスを含むさまざまな研究機関との共同研究を行い教育研究機関としての活動を展開し、「沖縄県立芸術大学紀要」、「沖縄芸術の科学」を全学及び附属研究所の研究誌として毎年発行している。

県立看護大学においては、教員の多様な専門分野を反映し、本県の健康問題や看護に焦点を当てた研究に取り組み、国内外の学会での発表や学会誌等への投稿を行っている。科学研究費補助金申請数も年々増加し、毎年採択されている。

また、学内の学長奨励研究として毎年数件の研究が採択され、それぞれ学会発表や学会誌に投稿されている。さらに、県内外、海外の研究者との共同研究も行っている。

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成16年度		平成19年度	
			目標	実績	目標	実績
科学研究費補助金件数						
県立芸大	件/年	3	3	3	6	5
県立看護大	件/年	3	—	6	—	8
民間資金件数						
県立芸大	件/年	—	—	—	—	2
県立看護大	件/年	—	—	—	3	3
研究発表（国内外）件数 (看護大)	件/年	—	—	163	—	146 (平成18年度実績)
学長奨励研究件数(看護大)	件/年	3	—	6	—	6

※研究発表の内容は著書・学術論文・学会発表・研究等報告で、平成16年以降に件数が整理された。

(2) 課題

県立芸術大学においては、本学の特色である沖縄における伝統芸術の継承と新たな芸術の創造に資する人材の育成が重要であり、質の高い研究、教育研究システムを確立し、芸術文化の国際交流を一層充実する必要がある。

研究活動の一層の充実を図るため、プロジェクト研究の推進や教育研究費の有効活用、外部資金獲得などについて、組織的取組を推進する必要がある。

また、開学後20年余を経て、施設設備の老朽化が進行し、国内外との交流、情報発信を促進するためのIT環境の整備及び美術工芸学部の老朽校舎対策が急務となっている。

県立看護大学においては、教員はそれぞれの専門分野に関する研究に取り組んでおり、成果を重ねてきているが、領域を超えて大学の共通の教育目標に向かう共同研究はまだ少ない。また、競争的研究費の採択率は高くはなく、研究計画立案の能力を高めて申請件数を増やし、競争的研究費の獲得を推進する必要がある。

研究活動の実績に教員間の格差があることから、教員個々の研究能力の向上や研究環境の整備を図り、研究活動を活性化するための組織的な取組が求められる。

また、各教員の研究活動の実績に基づいた研究費配分方法を研究開発し、教員の研究活動を適切に支援する仕組みをつくる必要がある。

さらに、実践科学である看護学の発展のためには、実践現場の看護職者等や学内外の研究者との学際的な共同研究は不可欠であり、このような活動を推進する中核となるセンター機能が必要である。

(3) 基本方向

県立芸術大学においては、伝統芸術の継承と新たな芸術の創造及び時代の要請に対応できる魅力ある大学を目指し、教員の研究能力の向上や地域性の発揮、地域貢献などの取組を推進するとともに、世界に開かれた大学として、学術研究の発展に努める。

また、研究活動の一層の充実を図るため、プロジェクト研究の推進や教育研究費の有効活用、外部資金獲得などについて組織的取組を推進する。

さらに、教育研究施設・設備の整備・高度化や老朽校舎対策及びキャンパス移転を計画的に推進する。

県立看護大学においては、研究環境の整備や教員個々の研究能力の向上を図ることにより専門分野の学術活動を活性化し、研究成果を地域に還元するとともに、世界に向けて沖縄から発信する。

また、研究成果が人々の健康レベルや看護の質向上につながるよう研究活動を推進する。教員個々は高い自律性と自主性を備えた教育研究者として成長するよう努力する。

さらに、大学院博士課程を有する島嶼県の看護大学としての特性を活かし、国

内および東南アジアや環太平洋地域をはじめとする世界の島嶼地域と連携しながら、島嶼地域さらには離島や過疎地における健康問題や看護実践上の課題に取り組む看護学の新たな分野を切り拓く。そのために、個々の教員の専門性を生かした研究を推進しつつ、大学の教育目標の達成に向けて研究成果を蓄積していく。

13 大学による社会貢献の推進（県立大学）

(1) これまでの実績等

県立芸術大学においては、附属研究所を中心に毎年公開講座を開催し、年間受講者が延べ2,000人に及ぶなど、県民に広く開放し生涯教育の実績をあげている。

美術工芸学部では、教員を対象とした公開講座や高校生のための講座、サマースクールのほか、附属図書芸術資料館においては種々の展示会を開催し地域住民に親しまれている。また、彫刻専攻では北中城村において地域住民を対象としたワークショップを地域連携で取り組んでいる。

音楽学部では、年4回の定期演奏会のほか学内演奏会をすべて公開し、また、小中高への「出張演奏」を行うなど、広く県民に鑑賞の機会を提供している。

県立看護大学においては、開学2年目の平成12年度から、県内の看護実践や看護行政、看護教育の各分野のリーダーと大学教員による「ナーシングリーダーシップ会議」を開催し、県内の看護の質向上を図るために討議を重ねている。この会議は、参加者のリーダーシップの育成及び実践現場のニーズを把握する機会ともなっている。平成13年度からは一般県民や看護職者を対象にした公開講座を開講しており、地域住民の健康の向上やそれを支える保健医療福祉分野で働く人々の能力向上に貢献している。また、平成19年度からは、文部科学省委託事業の社会人学び直しニーズ対応教育推進プログラムとして「看護実践者（社会人）のための大学院博士前期課程入学準備プログラム」を開催し、実践現場で働く看護職者の生涯学習へのアクセスを支援している。

さらに、地域社会や県内関連諸団体からの強い要望に応えて別科助産専攻（20名定員）を平成20年4月に開設し、県内の助産師養成を強化している。

学外においては、教員がそれぞれの専門性を生かして、看護職能団体や各職場からの依頼に応えて、研修会等の講師として看護職者等の継続教育や生涯学習の支援、さらに県内外の各種委員会等の委員として社会活動を行っている。

また、JICAに協力し、南米、東南アジア、アフリカ、環太平洋地域等からの保健医療福祉関連の研修生を受け入れ、大学における看護教育や沖縄県の保健医療活動に関する講義や意見交換等を通して、派遣国や地域の人材育成に貢献している。

本学附属図書館については、学外者に対しても開放しており、多くの保健医療福祉関連職種や看護学生、一般県民が利用している。

なお、平成19年度から学内の常置委員会として「地域交流委員会」を設置し、地域貢献活動を推進している。

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成16年度		平成19年度	
			目標	実績	目標	実績
「公開講座」の開催数 県立芸大 県立看護大	回/年	28 5	— —	23 5	40 —	42 14
展示会開催数（芸大）	回/年	27	—	23	28	28
「ナーシングリーダーシップ会議」の開催数 (看護大)	回/年	1	—	2	—	4
「社会人学び直しニーズ対応教育推進プログラム」受講生数（看護大）	人/年	—	—	—	—	15
JICA等研修生数 【受け入れ人数】（看護大）	人/年	46	—	31	—	15
図書館の学外利用者数 【一般への開放】（看護大）	人/年	2,255 (平成14年度 実績)	2,600	3,040	3,600	5,034

※図書館の学外利用者数の13年度実績については、統計を取り始めた平成14年度の数値を掲示した。

(2) 課題

県立芸術大学においては、現在の公開講座、展示会、演奏会をさらに充実するとともに、これらの受講・鑑賞の機会を県民に周知し、有効に利用されるための

広報体制の整備が必要である。さらに小・中・高校生に対する芸術教育への支援・連携についても充実していくことが必要である。

県立看護大学においては、看護職者の継続教育を支援することによって看護の質向上に寄与することが求められている。さらに、東南アジアや環太平洋地域に隣接し世界に開かれた島嶼県としての特性を活かして、看護教育や研究の中核をなす看護大学として今後さらに充実発展していく必要がある。そのために、卒業生のみでなく本県で働く看護職者等への生涯学習の機会の提供並びに学術情報発信の拠点として、本学に看護教育研究交流センター（仮称）機能を新たに創設することが不可欠である。

また、助産師の養成については、本県では看護士需給見通しで100名余の不足が指摘されており、その主な対策として看護大学助産師専攻科で助産師養成を進めていく必要がある。

(3) 基本方向

県立芸術大学は、専門分野の学術の中核として関係者の生涯学習を支援する機能を拡充するとともに、とりわけ地域伝統工芸や伝統芸能の分野では、先進的な研究や技術・技能開発の成果をもって、一般実技者の技量向上にも寄与していく。

さらに、地域に開かれた大学の諸活動を支えるために施設設備の充実に努めるとともに、関係者および一般県民への開放を推進する。

県立看護大学は、地域に開かれた看護大学として、県内の保健医療福祉の各分野で働く看護職者や一般県民の生涯学習を支援する機能を拡充し、沖縄県の看護の質と人々の健康の向上に貢献する。さらに、海外からの研修生の受け入れを積極的に行なう。これらの活動は、学習者である看護職者や一般県民、研修生と教職員とが共に成長するよう、協働の精神をもって行なう。

また、助産師や専門看護師、認定看護師など、県内で養成が求められている人材の育成については、教育環境を整備しながら実現・充実させる。さらに、大学が発信する情報や附属図書館の利用が容易となるよう施設設備やシステムを導入・充実し、離島へき地などの遠隔地の看護職者や住民の学習等の利便性を高める。

助産師の養成については、母子保健医療を行い育児サポートができる人間性豊かな助産師を育成し、県内すべての地域において、優秀な助産師が確保できる体制づくりをめざす。

第3章 施策の展開

1 潤いと生きがいのある生涯学習社会の形成

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成19年度 実績	平成23年度 目標
生涯学習推進体制組織の設置率	%	25.0	45.0	60.0
県・市町村の講座の修了者数	人/年	26,876	59,793	40,000

(1) 生涯学習推進体制の充実

県民の生涯にわたる学習活動を推進するため、生涯学習の視点に立って学校教育、家庭教育、社会教育のそれぞれの教育機能の充実を図るとともに、相互の連携を図りつつ、多様な学習活動のための総合的な施策を展開する。

- ① 生涯学習を総合行政として推進するために、沖縄県生涯学習審議会の答申等を踏まえ、生涯学習推進本部の役割を強化するとともに生涯学習施策の体系化と関連事業の積極的な推進を図る。
- ② 第二次沖縄県生涯学習推進計画に基づき、県、市町村、民間等の連携・協力をつくりあげるために、広域・地域学習体制の整備充実に努め、生涯学習に関する諸施策を具体的に推進する。
- ③ 県民の多様な学習ニーズに応えるため、生涯学習推進センターの機能の充実を図る。
- ④ 市町村の生涯学習推進体制づくりの促進を図る。

主要施策（事業）	内 容
生涯学習推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none">・沖縄県生涯学習推進本部の機能強化・生涯学習関連事業の充実・市町村の生涯学習体制づくりの促進
生涯学習推進センター機能の整備	<ul style="list-style-type: none">・市町村の有する学習資源のネットワーク化、相互の連携・市町村の行政区を越えた広域的学習サービス提供のための体制整備

- ・連携講座等の拡充
- ・沖縄県生涯学習コーディネーター業務研修会の実施

(2) 県民の学習ニーズに応える学習機会の拡充

社会の著しい変化に伴い、人々の学習意欲が新たな高まりをみせ、個人や団体等による自主的な学習活動が行われている。これらの学習ニーズや県民の生涯の各時期における人間形成及び学習課題に応えるため、各主催講座及び連携講座の充実を図る。

- ① おきなわ県民カレッジの機能の拡充を推進するため、沖縄学等の自主企画事業や広域学習サービス事業、学校開放講座及び連携講座の充実を図る。
- ② インターネットなどを活用した、市町村との全県的・広域的な連携による学習情報提供システムの整備・充実を図る。
- ③ 学習成果の評価のあり方について調査研究を進める。

主要施策（事業）	内 容
おきなわ県民カレッジ	<p>国、県、市町村、大学等で実施している生涯学習に関する講座等を体系化し、県民に学習機会を広く提供する。</p> <p>①主催講座（県教育委員会が主催する講座） - 美ら島沖縄学講座 - 広域学習サービス講座 - 学校開放講座</p> <p>②連携講座（国、県、市町村、大学等の機関が実施し、県教育委員会が認める講座）</p> <p>③県民カレッジ交流祭事業を実施し、普及啓発の推進を図る。</p>
沖縄県生涯学習情報提供システム整備事業	<p>・県内の生涯学習に関する情報を、インターネットを利用して体系的に県民に提供できるシステム機能の整備・充実</p>

2 自ら学ぶ意欲をはぐくむ学校教育の充実

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成19年度 実績	平成23年度 目標
高等学校等進学率	%	92.7	94.8	97.3
大学等進学率	%	31.1	33.5	40.0
就職内定率（高等学校）	%	56.8	86.7	90.0
進路決定率（特別支援学校）	%	75.4	91.4	94.0
全国学力・学習状況調査における教科に関する調査の平均正答率	%	— —	小 65.1 中 60.1	小 70.0 中 70.0 (平成19年度 実績を基準と する。)
児童生徒の体力・運動能力テスト	点	小 48.4 中 48.4 高 47.2	48.5 48.4 48.2	50.0 50.0 49.5
中・高等学校の運動部加入率	%	49.0	51.0	54.0
中学生社会体験事業実施率	%	77.8	100.0	100.0
就業体験実施率	%	42.6	100.0	100.0
公立学校老朽建物整備率	%	小中 83.0 県立 85.0	87.6 95.2	93.0 95.0
公立学校普通教室空調整備率	%	小中 32.0 県立 53.0	46.8 85.7	60.0 100.0

※【新たな指標】

中・高等学校における運動部活動の活性化を図り、「児童生徒のたくましい心と体をはぐくむ教育」を推進するため、新たな指標として「中・高等学校の運動部加入率」を設定した。

(1) 豊かな心を培う教育の推進

我が国においては、子どもたちに「生きる力」をはぐくむことを目指し、個性尊重を基本的な考え方として教育を展開していくことが求められている。

このため、子どもたち一人一人が人間として調和のとれた成長を遂げができる環境を整備し、とりわけ、「生きる力」の礎ともいべき、生命を尊重する心、他者への思いやりや社会性、倫理観や正義感、美しいものや自然に感動する心などの豊かな人間性の育成を目指し、心の教育の充実に努める。

- ① 道徳教育と特別活動の関連を重視し、奉仕体験活動や自然体験活動、集団宿泊活動、職場体験活動、文化芸術体験活動などの豊かな体験を充実させることで、内面に根ざした道徳性の育成に努める。
- ② 人権教育では、生命を大切にし、自他の人格を尊重し、お互いの個性を認め合う共生の心や他人の痛みが分かり、他人の気持ちが理解できるなどの他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心などの豊かな人間性の育成を図る。また、男女共同参画社会の形成に向けた学習や仕事と生活の調和に関する学習、消費者教育、金融教育、法教育、エネルギー教育など、社会生活を営む上で重要な課題に対応するための学習機会の提供を推進する。
- ③ 平和教育は、児童生徒の発達の段階に応じて、学校の教育活動全体を通して、組織的・計画的に行い、生命の尊重と個人の尊厳を基本に、我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度をはぐくむように努める。
- ④ 各学校における教育相談（カウンセリング）活動の活性化を図るとともに、スクールカウンセラー、立ち直り支援コーディネーター等を活用し、課題解決に向けた指導体制の充実に努める。
- ⑤ 幼稚園においては、基本的生活習慣や規範意識の芽生えを培うために、直接的生活経験の充実に努め、他の幼児とかかわりながら主体的な活動ができる環境を構成するとともに、家庭との緊密な連携を図る。

主要施策（事業）	内 容
特別活動研修会の開催 (高校)	・ホームルーム活動、生徒会活動の実践発表及び研究協議
特別活動研修会及び特別	・自らの生き方を考え、進路を選択できる生徒の育成を図

活動研究推進校・進路相談研究推進校の指定	る進路指導研究校の指定
ボランティア教育及び豊かな体験活動の推進（子どもの居場所づくり推進事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな体験活動の実践に関する推進地域及び推進校の指定 ・農山漁村等と都市地区の学校間交流、農山漁村での体験活動に関する地域、交流校の指定 ・長期にわたる集団宿泊等の共同生活体験等に関する推進校の指定
平和教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・平和教育推進校の指定（3年間） ・各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等との関連を図った教育課程の研究の促進 ・「慰霊の日」特設LHRの充実
人権教育及び啓発運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における「人権を考える日」の設定や「人権委員会」の設置促進 ・「人権ガイドブック」等の活用促進
スクールカウンセラー等配置事業（子どもの居場所づくり推進事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーの学校への配置 ・巡回教育相談員の派遣（各教育事務所） ・「子どもと親の相談員」の配置
子どもの生活リズム形成支援事業（子どもの居場所づくり推進事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の基本的な生活習慣の確立を図るため、「児童生徒生活支援員」「立ち直り支援コーディネーター」を関係小・中学校へ配置
幼稚園教育の改善・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園教育の課題、指導内容、方法等の工夫改善 ・幼稚園教諭等の資質向上を図る研修会の開催 ・「沖縄県幼児教育振興アクションプログラム」の策定・活用促進

(2) 確かな学力を身に付ける教育の推進

学校の教育活動全体を通じて、幼児児童生徒一人一人にこれからの中社会の変化に主体的に対応できる資質や能力を養い、自ら学び、自ら考える力などの「生きる力」の育成を図る。

また、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開するとともに、生涯にわたる学習の基礎を培い、豊かな心を持ち、たくましく生きる人材を育成するため、基礎・基本の確実な定着を図り、個を生かす教育の充実に努める。

- ① 学力向上主要施策「夢・にぬひあ星プランⅡ」の推進、全国学力・学習状況調査等を活用した学校改善推進事業の取組、学校改善支援プランの活用により、学力向上の一層の充実を図る。
- ② 読み・書き・計算をはじめとする各教科の基礎・基本を確実に身に付けることができるよう、児童生徒の主体的な学習活動や読書活動を充実させ、個別指導や繰り返し指導の徹底を促進するとともに、知識の暗記のみではなく、思考力、判断力、表現力などを身に付けられるよう、観察・実験、調査・研究、発表・討論などの体験的、問題解決的な学習活動の展開を促進する。
- ③ 市町村教育委員会と学校との連携により、授業交流、合同研修会等の実施を通して、幼・小・中・高校が連携した教育活動の強化を図る。
- ④ 学習指導要領に示された基礎・基本を確実に定着させるため、各学校における各教科の評価規準の設定及び指導と評価の一体化を促進する。
- ⑤ 早期に就職希望先の決定ができるよう指導体制の確立を図るとともに、沖縄労働局、県観光商工部、PTA等と連携し、就職を促進する。
- ⑥ 「生徒指導の指針（改訂）」を踏まえ、問題行動等の未然防止に努め、学校の教育活動全体を通じて幼児児童生徒一人一人が自己実現の喜びを実感できるよう、個に応じた指導の充実を図るとともに、基本的な生活習慣の確立に努める。
- ⑦ 「高等学校中途退学問題の解決に向けて 一対策の基本方針と具体的な取組一」に基づき、小・中・高校の各段階における基礎的・基本的事項を確実に身に付けさせ、自己教育力を育成するための計画的・継続的な指導援助に努める。
- ⑧ 幼稚園においては、園生活の全体を通じ、幼児が主体的に環境にかかわる中で、知的好奇心や探求心の芽生えを培うよう努める。

主要施策（事業）	内 容
基礎学力向上推進地域指定	・「確かな学力」の定着に関する実践研究の充実 ・市町村教育委員会を単位とする指定（3年間）
沖縄県学力到達度調査の実施	・小学校4年生（国語A・B、算数A・B） ・中学校2年生（国語A・B、数学A・B、英語）
達成度テストの実施	・高等学校2年生（国語、数学、英語）平成21年度実施（3力年毎）
学力向上グレードアップ事業	・学力向上対策推進会議の開催 ・読み聞かせサークル支援研修会の開催

全国学力・学習状況調査等を活用した学校改善推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 「学力・学習状況調査等評価検討委員会(仮称)」の設置 学力改善推進モデル校による実践研究
学力向上対策学校計画訪問の実施	<ul style="list-style-type: none"> 学校及び市町村教育委員会への直接訪問 授業参観、情報交換、協議を通じた学校及び市町村教育委員会の課題解決
就職指導担当教諭による県外求人開拓と定着指導	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校就職指導担当教諭の県外企業訪問による求人開拓と定着指導
高等学校生徒就学支援センターの充実（子どもの居場所づくり推進事業）	<ul style="list-style-type: none"> 支援指導等に関する調査研究及び円滑な運営に対する支援
校内中途退学対策委員会の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> 学校訪問における助言、研修会における研究指定校の実践発表や研究協議 各学校の実態に応じたより実践的な取組への支援

(3) たくましい心と体をはぐくむ教育の推進

幼児児童生徒がたくましく生きるための心身の健康の保持増進と体力の向上を図るとともに、生涯を通じて運動に親しむ態度の育成や健康で安全な生活を送るために基礎を培う体育・スポーツ、健康教育の充実に努める。

- ① 幼児児童生徒の心身の健康の保持増進を図るため、健康教育を学校教育活動全体を通して行い、健康に関する基本的な知識・技術を習得させ、適切な行動が実践できる能力の育成に努める。また、家庭・地域社会と連携した学校保健委員会の活性化に努める。学校保健においては、定期健康診断の実施により心身の健康の保持増進を図るとともに、各種研修会を開催し、学校保健関係者の意識高揚及び資質向上に努める。
- ② 様々な心身の健康問題に対応し、子どもが安心して学校生活を送ることができる環境を整備するため、すべての小・中学校における教育面と管理面から成る学校保健に関する計画の策定に努める。
- ③ 学校における安全教育（交通安全・生活安全・災害安全）の充実を図るため、交通安全実技講習、防犯訓練、防災訓練などの体験的な活動を多く取り入れ、

幼児児童生徒の危険回避能力の育成に努める。

- ④ 事件・事故や自然災害から子どもの安全を確保するため、すべての小中学校における教育面と管理面から成る学校安全に関する計画の策定に努める。
- ⑤ 食に関する指導の充実を図るために、食育推進事業を進めるとともに、各種研修会を開催し、学校給食関係者の意識高揚及び資質向上に努める。
- ⑥ 児童生徒の体力・泳力の向上を図るために、体力・泳力テストの計画的な実施をはじめ、学校体育施設や校庭の整備、辺活動等を取り入れた特色ある研究指定校の推進とともに、各種研修会を開催し指導者の育成及び資質能力の向上に努める。
また、学校における運動部活動の活性化・適正化及び児童生徒の体力や競技力の向上を図るために、小・中・高校一貫した指導体制を確立し、学校体育団体や学校体育研究団体の充実・強化に努める。
- ⑦ 空手道及び郷土の踊りが、教科体育や学校行事等で積極的に取り入れられるよう、講習会・研修会等を開催し、指導者の育成に努める。
- ⑧ 平成22年度の全国高等学校総合体育大会の開催に向け、高体連等関係機関・団体と連携し、諸準備業務を進め開催する。
- ⑨ 平成21年度全国中学校体育大会九州ブロック開催における沖縄県開催競技（軟式野球・柔道）大会に向け、中体連等関係機関・団体と連携し、諸準備業務を進め開催する。

主要施策（事業）	内 容
体力・泳力向上事業	<ul style="list-style-type: none">・学校体育指導資料等の作成及び研修会等の開催・児童生徒の体力・運動能力及び泳力調査・水泳授業への実技指導協力者の派遣・沖縄県児童生徒体力向上推進委員会の設置
武道指導者養成事業	<ul style="list-style-type: none">・小学校、中学校及び高等学校における武道指導者の養成・本県の伝統文化としての空手道の継承発展・武道指導者の段位認定
生き生き運動部活動推進事業（子どもの居場所づくり推進事業）	<ul style="list-style-type: none">・中学校及び高等学校の運動部活動への外部指導者の活用・地域社会との連携の促進、運動部活動の活性化・各種競技の指導方法やスポーツ障害の予防等に関する研修会の開催
学校体育団体等の充実・強化	<ul style="list-style-type: none">・中学校、高等学校及び特別支援学校の生徒の体育・スポーツの振興とスポーツ精神の涵養

	<ul style="list-style-type: none"> ・学校体育関係団体の充実・強化 　〈補助団体〉県中学校体育連盟、県高等学校体育連盟 県養護学校体育連盟
保健教育及び健康管理推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・各種研修会の開催 ・定期健康診断の実施 (対象: 県立学校の児童生徒・職員)
性・エイズ、薬物乱用防止等教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会等の開催 ・「高校生エイズフォーラム」の開催 ・喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の推進 ・指導資料の作成
子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の要請による専門家派遣 ・モデル地域による実践的な取り組み ・研修会の開催 (対象: 養護教諭・保護者・保健師等) ・医師会・歯科医師会・保健所等との連携
スクールヘルスリーダー派遣事業	<ul style="list-style-type: none"> ・経験の浅い養護教諭の勤務校にスクールヘルスリーダーを月1回程度派遣
生活・交通・災害安全教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・各種研修会の開催 ・警察等関係機関・団体との連携 ・実効性のある危機管理マニュアルへの更新と活用 ・参加・体験・実践型教育の推進
食育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・食に関する指導の推進 (学校・家庭・地域社会が連携した望ましい食習慣の形成、地場産物の活用) ・研修会等の開催 (対象: 栄養教諭、学校栄養職員等学校給食関係者) ・低廉で安全かつ安心な学校給食物資の供給 ・食に関する指導推進委員会の開催
第47回九州地区学校体育研究発表大会	<p>平成20年度は本県開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯にわたって、たくましい心と体をはぐくむ学校体育の推進 ・特別講演、シンポジウム、 ・校種別分科会
全国高等学校総合体育大会開催推進事業	<p>平成20年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県実行委員会設立総会の開催 ・競技開催地市町村実行委員会設立の促進 ・500日前イベント開催

	<p>平成21年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競技種目別リハーサル大会実施の支援 (～平成22年度) ・300日前イベント開催 <p>平成22年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・100日前イベント開催 ・大会開催 ・大会の総括（記録・報告書作成、後催県指導）
平成21年度全国中学校体育大会九州ブロック大会	<p>平成20年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県実行委員会設立総会の開催 ・競技別実行委員会設立の促進 <p>平成21年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大会開催 ・大会の総括（記録・報告書の作成）

(4) 個性を大切にする教育の推進

教育は「自分さがしの旅」を扶ける営みであり、幼児児童生徒は、教育を通じて社会の中で力強くかつ柔軟に対応し、主体的に生きていくための基礎・基本を身に付けるとともに、個性を見いだし、自らにふさわしい生き方を選択していく。こうした一連の過程で試行錯誤を経ながら様々な体験を積み重ね、自己実現を目指しており、それを的確に支援することが教育の最も重要な使命であるといえる。そのため、幼児児童生徒一人一人の個性や能力を重視し、その伸長を図ることが大切である。

また、「生きる力」をはぐくむ上では、一人一人の個性を生かした教育を行うことは極めて重要であり、そうした観点から、教育課程の弾力化、指導方法の工夫・改善、特色ある学校づくり等を一層推進する。

- ① 児童生徒の発達の段階に即し、チーム・ティーチング、習熟の程度に応じた指導、グループ学習、個別学習など指導方法の一層の改善を図り、個に応じた指導の充実に努めるとともに、自ら学び、自ら考える教育を行っていく上で、問題解決的な学習や体験的な学習の一層の充実を図る。
- ② 集団生活に必要な規範意識やマナー、コミュニケーション能力など社会への適応に係る幅広い能力の形成を支援するとともに、小学校段階から社会体験等を通して望ましい職業観・勤労観の育成を図るため、小・中・高校の発達段階

に応じた組織的系統的なキャリア教育を推進する。

また、社会全体で教育の向上に取り組むため、企業等と教育関係者の代表が一堂に会し、教育課題について議論を行う場を定期的に設けるなど、相互理解の促進に取り組む。

- ③ ものづくりに関する児童生徒の興味・関心を高めるとともに知識・技術を習得させるため、産業・職業への理解を図る。
- ④ 特色ある学校づくりを推進するため、学校や地域の実態に応じて、創意工夫が十分發揮できるよう、幼・小・中・高校を通じて教育課程の一層の弾力化を図るとともに、ゆとりある6年間の計画的・継続的な中高一貫教育の改善・充実を図る。
- ⑤ 特別支援教育では、障害のある幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた教育支援を行うとともに、障害のない幼児児童生徒との相互理解を深めるための活動の拡充に努める。
- ⑥ へき地教育では、地域の特性、少人数・複式学級等のよさを生かした学級経営、学習指導及び複式指導の改善・充実を図り、特色ある学校経営に努める。

主要施策（事業）	内 容
少人数授業（加配）の実施 小学校における30人学級	<ul style="list-style-type: none">・学校、児童生徒の実態に応じた多様な指導方法の推進・30人学級制度設計検討委員会による実施に伴う問題等の検討
社会体験事業（子どもの居場所づくり推進事業） キャリア教育の推進	<ul style="list-style-type: none">・職場体験学習をはじめとする社会体験学習の実施・豊かな進路連携推進会議・夢を語る児童生徒フォーラム・キャリア・アドバイザー派遣
就業体験の推進	<ul style="list-style-type: none">・産業現場における実際的な知識や技術・技能に触ることを通した望ましい勤労観・職業観の育成
中高一貫教育の推進	<ul style="list-style-type: none">・地域の実態に応じた中学校と高等学校の連携の在り方についての実践研究・先進校調査及び研修・中高一貫教育による特色ある学校づくりや教育内容の改善・充実
就学指導の充実 (特別支援教育)	<ul style="list-style-type: none">・市町村教育委員会、医療、福祉等の関係機関と連携した早期からの相談・支援及び就学指導体制づくりの推進

障害児職業自立推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・職業自立推進重点校及び推進校を指定し、企業や労働・福祉関係機関等と連携した職業教育及び進路指導の改善・充実
特別支援学校における医療的ケア体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアを要する児童生徒の安全・安心な学習環境の整備 ・保護者や保健・医療機関等との連携による救急体制の整備 ・保健安全管理体制の整備充実の一環としての職員研修の充実
交流及び共同学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校に在籍する幼児児童生徒と地域の幼稚園、小学校、中学校等との交流及び共同学習の推進、地域の人々との交流推進 ・特別支援学級の児童生徒と通常の学級の児童生徒との交流及び共同学習、地域の人々との交流の推進
特別支援教育理解推進事業（子どもの居場所づくり推進事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における特別支援教育推進体制の整備 ・特別支援教育コーディネーター等の人材養成、特別支援巡回アドバイザー等による学校支援事業 ・広域特別支援連携協議会等の設置 ・個別の教育支援計画の策定と活用 ・特別支援学校のセンター的機能の充実
県へき地教育研究大会	<ul style="list-style-type: none"> ・へき地、小規模、複式形態（学級）の学校経営、学習指導についての研究協議 ・全国共通課題に基づいた課題別分科会の実施 ・公開授業を中心とした学校別分科会の実施

(5) 世界と手をつなぐグローバルな教育の推進

グローバル化、情報化に対応した国際性豊かな広い視野をもち、よりよい環境づくりや環境保全に配慮できる人材を育成するため、自国の文化や異文化を理解し、相互交流を図る国際理解教育及び総合的、実践的な環境教育を推進する。

- ① 国際社会へ対応するために、まず、本県の地理的特性を生かした交流を行う中で、自国の文化を尊重し、異文化を理解する態度や資質、能力の育成を図る。
- ② 国際理解教育を推進し、国際協調の精神等を教育活動の中ではぐくみ、国際

交流拠点沖縄を担う広い視野に立った人材の育成に努める。

- ③ 地球規模の視野を持ち、地域社会の身近な環境問題を教材として扱うとともに、子どもたちの発達の段階に配慮し、体験的な活動を重視した環境教育を推進する。また、指導者養成、指導資料の作成、自然・奉仕体験活動の実施等に地域人材や社会教育施設等の積極的な活用を図る。

主要施策（事業）	内 容
沖縄県・ハワイ州高校生 交流事業	<ul style="list-style-type: none">・本県高等学校1～2年生のハワイ州派遣、ハワイ州高校生受入・相互理解と友好親善
専門（農・工・商・水） 高校生国外派遣研修事業	<ul style="list-style-type: none">・本県専門高校生の国外派遣による各産業分野の生産技術、経営、物流等の見学研修・現地高校生との交流、友好親善
環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none">・環境教育推進校の指定（2年間）・指導資料の活用の促進「沖縄県環境教育プログラム」「環境教育にかかる総合的な学習〈支援資料〉」

(6) 魅力ある学校づくりの推進

学校教育においては、児童生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望などが多様化している。このような多様な児童生徒の実態に対応して、各学校がそれぞれの個性を最大限に伸長させるため、児童生徒のニーズを踏まえ、学習の選択幅ができる限り拡大して、多様な特色ある学校づくりを行うことが大切である。

また、本県における魅力ある学校づくりのため、中・長期的な視点に立って県立学校編成整備計画を推進するとともに、教育における学校・家庭・地域社会の役割分担と相互の連携や創意工夫を凝らした特色ある学校づくりの必要性の高まりなど、地域ニーズに対応できる教育の推進、教職員としての使命感や資質・力量・識見を高めるための教職員研修の充実、教育の基盤となる施設・設備の充実を図る。

- ① 県立高等学校編成整備計画に基づき、中高一貫教育校の充実を図るとともに情報教育中心校の設置を推進する。また、県立特別支援学校編成整備計画に基

づき、複数障害種に対応可能な学校づくりを推進する。

- ② 「総合的な学習の時間」の改善・充実を図るため、教職員以外の関係者による授業等、地域の教育力の活用を促進とともに、専門高校においては地域社会と連携した特色ある職業教育の取組を促進する。
- ③ 校長及び教職員の民間人登用等について検討するとともに、学校評議員の設置、学校評価の実施とその評価結果の公表など、地域に開かれた学校づくりを促進する。
- ④ 幼児児童生徒の教育保障、教職員の資質向上、学校の活性化と説明責任の明確化を図るために、教職員評価システムを推進する。
- ⑤ 日常の教育実践と結びついた組織的・計画的な校内研修の促進及び各種の研究会活動、研究指定校、個人又はグループ研究等、主体的・自発的に行う研修を推進する。
- ⑥ 教職員のライフステージに応じ、教職員としての使命感と専門性を高めるための研修を推進する。
- ⑦ 教員がその時々で必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能の修得を図る制度として導入される教員免許更新制に対応する。
- ⑧ 社会の進展に対応できるよう視野を広めるため、地域に根ざしたボランティア活動等、体験的な研修を推進する。
- ⑨ 県立総合教育センターにおいては、各研修実施機関との連携を密にし、教育内容の多様化に対応した研修を行うとともに、離島・へき地における移動教育センターを充実させる。
- ⑩ 時代に対応した安全で快適な学習環境を実現するため、校舎等の新增改築、普通教室への空調及び校内LAN等施設・設備の整備、充実を図る。

主要施策（事業）	内 容
県立学校編成整備計画の推進	<ul style="list-style-type: none">・県立高等学校編成整備計画を必要に応じて見直し、後期計画を推進する。・県立特別支援学校編成整備計画に基づき、地域の教育的ニーズに応じた学校づくりを推進する。
魅力ある学校づくり推進事業	<ul style="list-style-type: none">・学科改編、コース制導入等による特色ある学校づくり等を進めている学校の調査研究校指定・学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、副校长その他の新しい職の設置について調査研究を行う。

教育課程の改善充実事業 (高等学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校の教育課程の研究 ・「総合的な学習の時間」の充実 ・学校図書館資料の整備、充実
学校評議員制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評議員制度の積極的な活用（学校運営等の円滑化）
学校評価の実施・公表	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の自己評価の実施と公表。自己評価結果を踏まえた学校関係者評価の実施と結果の公表 ・県教育委員会への自己評価結果及び学校関係者評価結果の報告
教職員評価システムの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員評価システムの推進 ・評価者研修の充実 ・処遇面への反映の検討
教職員研修事業	<ul style="list-style-type: none"> ・初任者研修 初任教員の実践的指導力、教師としての使命感及び幅広い知見を得るために研修の実施 ・10年経験者研修 10年目の教員の教科・生徒指導等の指導力の向上を図るための個々の能力・適正に応じた研修の実施 ・指導が不適切な教員等研修 指導が不適切と認定された者に対して、教育公務員としての自覚を高め、教員としての基礎的な資質・能力の向上を図るために研修を実施
教員免許更新制の取組	教員がその時々で必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能の修得を図る制度として導入される教員免許更新制に対応する。
市町村立学校施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎等の新增改築等の施設整備の促進 ・老朽校舎の改築等による耐震化の促進
県立学校施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎等の新增改築及び普通教室への空調整備等施設整備の推進 ・老朽校舎の改築等による耐震化の推進

3 国際社会に生きる人材及び情報活用能力の育成

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成19年度 実績	平成23年度 目標
小学校において教科として英語教育を実施する学校の数（研究開発・教育特区での実施校）	校 (累計)	0	64	64
外国青年招致人数（A L Tのみ）	人/年	77	101	180
高校生海外留学生派遣人数	人/年	50	28	40
教員のＩＣＴ活用指導力の割合の平均	%	—	75.0	100.0
教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数	人	12.2	6.4	5.0

（1）国際社会に活躍する人材育成の推進

国際化・情報化へ対応した学校教育を推進するに当たって、本県における地域特性を生かした学術・平和・国際交流拠点の形成に努めるとともに、国際性豊かな視野の広い人材の育成を図る。

- ① 「小中高マスターイングリッシュ推進事業」により、小学校における外国語活動の更なる充実を図るとともに、教科として英語教育を導入する研究開発学校及び英語教育特区実施校（構造改革特別区域研究開発学校設置事業）との連携を図る。また、小学校と中学校、中学校と高等学校の連携により、小学校から高等学校まで継続した英語教育の推進及びコミュニケーション能力の育成を図る。
- ② 外国語教育の改善・充実を図り、外国語によるコミュニケーション能力を重視し、「語学指導を行う外国青年招致事業」の拡充・活用を一層推進する。
- ③ 本県の地域特性を生かし、県内在住の経験豊富な外国人を非常勤講師として採用し、外国語教育の改善・充実を図る。

- ④ 英語教育を推進し、実りあるものにするために、指導者としての英語教員等を国内外の研修に派遣し、語学力や指導力の向上を図る。また、英語イメージ教育の効果性について検証する。
- ⑤ 21世紀の本県の振興開発、学術文化及び国際交流の推進を担う国際性豊かな人材を育成するために、高校生、教員等を諸外国に派遣する。

主要施策（事業）		内 容
小中高マスターイングリッシュシユ推進事業	小学校英語活動支援事業	<p>①英語活動アドバイザー活用事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英語活動に関する授業研修、指導案検討、年間指導計画、教材などについてアドバイスができる人材の配置 <p>②小学校英語活動研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導内容、指導方法の理解、指導に必要な教材、教具についての情報提供 ・指導に必要な英会話力の養成
	中学生英語キャンプ	<ul style="list-style-type: none"> ・英語活動や交流などを中心として聞く・話すなどのコミュニケーション能力の育成
	中高生合同英語キャンプ	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生・高校生が合同で生きた英語に触れると同時に、郷土の歴史・文化についての発表 ・外国の生活や文化などに慣れ親しんだりする体験的な学習の支援
	高校生英語キャンプ	<ul style="list-style-type: none"> ・生きた英語に触れ、実践的な英語活動を支援
	中高英語担当合同研修	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校・高校の英語教員が合同で研修を深めることによりお互いの英語教育の現状や課題を共有化し、英語教育の更なる充実改善を図る
	ネイティブ・アシスタント英会話指導事業	<ul style="list-style-type: none"> ・米人ボランティアグループの小学校への派遣による英会話活動の補助（中頭、国頭地区） ・児童が生の英語に触れたり、外国の生活や文化などに慣れ親しんだりする体験的な学習の支援
語学指導を行う外国青年招致事業		<ul style="list-style-type: none"> ・語学指導を行うため外国青年を招致 ・教育事務所、県立学校に配置 ・中学校及び高等学校における外国語教育の充実・改善 ・教員研修等の実施
外国人外国語指導助手事業		<ul style="list-style-type: none"> ・県内在住の外国人を非常勤講師として採用 ・英語科、国際英語科、国際観光科等を設置する県立高校における英語教育及び中国語教育の充実

英語教員海外派遣事業	<ul style="list-style-type: none"> ・英語担当教員を米国及び英国に派遣 ・大学における研修を通じて英語の運用能力及び英語教授法等に関する指導力の向上 ・英語教育の改善・充実
高校生の国外留学生派遣事業（県費）	<ul style="list-style-type: none"> ・県内高校生を米国や歐州諸国等に派遣 ・異文化体験
沖縄県高校生米国派遣事業（国費）	<ul style="list-style-type: none"> ・県内高校生を米国に派遣 ・異文化体験
沖縄県人材育成海外派遣事業（国費）	<ul style="list-style-type: none"> ・教員等を海外の大学院に留学生として派遣 ・高度な専門性と国際性を持った人材の育成
国外留学生派遣事業（県費）	<ul style="list-style-type: none"> ・教員等を国外の大学、大学院又は研究機関へ留学生として派遣 ・本県の振興発展を担う人材の育成 ・教育、学術、文化、産業の各分野から派遣
沖縄インターナショナル中等教育学校（仮称）の設置検討	<ul style="list-style-type: none"> ・「イマージョン教育研究指定校」においてイマージョン教育の効果性や在り方を研究し、設置については、研究結果や生徒、保護者のニーズ等を踏まえ検討する。 <p>※イマージョン教育：算数や理科などの授業を外国語（英語）を用いて展開する外国語習得の一教授法</p>

(2) 情報化に対応した教育の推進

将来を担う子どもたちが、急速に変化し進展する高度情報通信社会に主体的に対応できるための「確かな学力」を身に付けることを目的に、情報活用能力の育成及びICTを効果的に活用した「わかる授業」の実現を図る。

- ① 長期的な視点に立って小中高校等の情報教育の充実強化を図り、児童生徒の発達段階に応じて、情報モラルを含む情報活用能力の育成を体系的に行う。
- ② 県立高等学校編成整備計画に位置づけられた情報中心校の充実を図る。
- ③ 児童生徒数に応じたコンピュータを配備するなど、すべての公立小中高校等が各授業等においてICTを活用できるよう、ICT環境の整備・充実を図る。
- ④ 全県立学校を光ファイバによる超高速インターネットに接続することにより、授業等におけるICT活用の充実を図る。

- ⑤ 各学校において、教員のICT活用指導力、情報モラル教育及び情報安全管理に関する校内研修を行えるよう教育情報化推進リーダーの養成を行う。
- ⑥ IT教育センターを学校のネットワークのセキュリティ対策、有害情報のフィルタリングの集中管理を行う総合教育情報ネットワークの拠点として充実を図り、教育の情報化の普及・支援に努める。
- ⑦ 各授業等でのICT活用及び校務の情報化を推進するため、校内LANの整備・充実に努める。
- ⑧ 「わかる授業」の実現に向けた授業改善に資するため、教育情報共有システムの充実・普及を図る。
- ⑨ 教員の事務負担を軽減し子どもと向き合う時間を増やすことや情報セキュリティ確保のため、教員用パソコン一人一台の整備を推進する。
- ⑩ 離島・へき地の児童生徒の学習を支援し、学力の向上と情報活用能力の育成を図るため美ら島e-net(遠隔学習)システムの普及に努め、活用を推進する。

主要施策（事業）	内 容
教育情報共有システムの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・IT教育センター（教育情報共有システム）への教育用コンテンツの蓄積 ・教育用コンテンツの活用の推進
教育用コンピュータの整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・教育用コンピュータ及びソフトウェアの整備
県立学校インターネット推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・全県立学校の光ファイバによる超高速インターネットへの接続
教職員研修（IT教育研修）事業	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての教科でコンピュータを効果的に活用するための研修 ・授業で活用できるコンテンツ作成のための研修 ・校内で情報化を推進する教育情報化推進リーダーの養成研修 ・進路相談支援システム等、ICTを活用した校務に係る研修
教員用パソコン一人一台の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・校務の情報化の推進及び情報セキュリティの確保 ・教材作成及び授業での活用 ・電子メールを活用した教員間、保護者間との連絡
教育情報ネットワーク拠点整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・IT教育センターに県立学校の安心・安全なネットワーク環境を整備し、設備の更新を図る。

	<ul style="list-style-type: none">・IT教育センターに県立学校のインターネット接続や校内LANに関するヘルプデスクの配置を行う。
美ら島e-net(遠隔学習)システム活用の推進	<ul style="list-style-type: none">・離島・へき地地区の児童生徒の学習を支援し、学力の向上と情報活用能力の育成を促進する。・各学校のシステム担当者を対象に活用方法について研修を行う。

4 豊かな心を持ち、夢・実行力のある青少年の健全育成

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成19年度 実績	平成23年度 目標
県及び市町村の体験活動事業参加者数	人/年	76,000	129,000	146,000
学校支援ボランティア活用校	%	74.8	89.1	95.0

(1) 健やかな青少年をはぐくむ地域活動・体験活動の拡充

豊かな心を持ち、夢・実行力のある青少年を育成するため、学校・家庭・地域社会が連携を図りながら、社会奉仕体験活動や自然体験活動等の機会を拡充するなど、青少年の自己の確立と社会の一員としての成長を支援する施策を展開する。

- ① 放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域住民の参画を得て、学習活動や様々な体験・交流活動等を行う場を提供する取組を推進する。
- ② 青少年教育施設等の施設・設備の整備充実と利用の促進及び主催事業等の拡充を図り、青少年の自然体験、社会体験活動等の充実を図る。
- ③ 地域における伝統行事への参加等の様々な活動を支援する事業を推進する。
- ④ 青少年育成関係団体等が行う各種事業の取組を支援し、青少年の体験活動への参加の充実を図る。
- ⑤ 青少年が生活・自然体験活動、社会参加活動、地域行事や地域活動等に参加できる地域の教育力を活性化するための推進体制・条件整備等に努める。

主要施策（事業）	内 容
放課後子ども教室推進事業（子どもの居場所づくり推進事業）	・各市町村において、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の参画を得て、様々な体験活動をする。
次代を担う青少年育成推進事業	・世界遺産の体験学習とシンポジウム（ワークショップ）の開催 ・国際文化交流会とワークショップの開催

(2) ユイマール精神でつなぐ学校・家庭・地域社会の連携

健やかな青少年を育成するため、学校と家庭の連携をはじめ、地域住民やP.T.A等の関係機関・団体、企業、民間教育事業者、諸団体等地域社会に幅広く連携の輪を広げ、社会環境の浄化や非行防止に努めるとともに、ユイマール精神を生かした地域の教育力の活性化に努める。

また、学校教育と社会教育が重なるところに、新しい活動の機会と場をつくり、学校と地域社会がその成果を共有する学社融合の取り組みを推進する。

- ① 関係機関・団体等とのネットワークづくりを推進し、効果的な連携を図る。
- ② 子どもたちを健やかにはぐくむため、学校と地域との連携体制を構築し、学習支援活動や登下校の安全確保のための活動等、地域住民による積極的な学校支援の取組を促進する。
- ③ ボランティア活動や自然体験活動等を提供している民間団体、民間教育事業者等とのパートナーシップの形成を図る。

主要施策（事業）	内 容
学校支援地域本部事業	・地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進することにより、教員の子どもと向き合う時間の増加、住民等の学習成果の活用機会の拡充及び地域の教育力の活性化を図る。
御万人すりていクリーン ・グリーン・グレイシャス(CGG)運動	・「でいい ふれあい ひびきあい：地域の子は地域で育てる」をスローガンとして、各地域で社会教育関係団体、学校教育関係機関・団体等が中心となり、すべての地域住民の参加を目指す「クリーン活動」及び「御万人のふれあい活動」として全県的な運動を開催する。

5 家庭・地域の教育機能の活性化

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成19年度 実績	平成23年度 目標
図書貸出冊数 (県民一人当たり)	冊/年	3.0	3.3	4.0
社会教育指導者等養成講座の受講者数	人/年	2,300	1,749	2,800
家庭教育講座、研修会への参加者数	人/年	2,444	33,349	6,900

(1) 生き生きした活動を支える社会教育基盤の整備・充実

社会教育の振興を図るため、社会教育施設・設備の充実・改善や社会教育指導者の養成など社会教育基盤の整備・充実に努める。

- ① 県立図書館の施設設備や蔵書等の充実を図る。
- ② 県内図書館との連携を推進し、インターネットを活用した図書館情報提供システムの整備に努めるとともに、視聴覚ライブラリーの整備を促進する。
- ③ 県立図書館創立100周年記念事業を開催し、県民の主体的な学習や文化活動を支援する。
- ④ 市町村における公民館、図書館等の社会教育施設の整備促進を図る。
- ⑤ 市町村、団体等の社会教育指導者の養成・資質向上のための研修会を推進する。

主要施策（事業）	内 容
県立図書館の充実事業	<ul style="list-style-type: none"> ・施設設備・蔵書等の整備・充実 ・資料や情報提供による学習活動の支援 ・地域の情報拠点としての幅広いサービスの提供 ・学校支援及び人々の情報活用能力の育成支援
図書館情報提供システム整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の各公共図書館の蔵書目録ネットワークの整備拡充

県立図書館の創立100周年記念事業	<ul style="list-style-type: none"> ・創立100周年記念事業の開催 ・記念誌の発行 ・企画展・フォーラム等の開催
子どもの読書活動推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの読書活動推進フォーラムの開催 ・沖縄県子どもの読書活動推進会議の開催 ・子ども読書活動のための広報、啓発を図る
視聴覚ライブラリー整備充実事業	<ul style="list-style-type: none"> ・本県の視聴覚教育の推進拠点として、多様化、個別化する学習ニーズへの対応等、管理運営の改善 ・視聴覚機材及び教材の整備、本県視聴覚教育の拡充 ・県視聴覚ライブラリーの利用促進を目指した機能化と運営の充実
社会教育指導者等研修の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育指導者の養成・資質向上のための各種指導者等研修会の推進

(2) 時代のニーズに応える社会教育活動の充実

県民の学習意欲の高まりや時代の変化に伴う新たな学習需要の増大に応えるため、社会教育施設等における学習活動への積極的参加を促進する。

- ① 社会教育活動に関する研修事業等の活性化を図り、その学習内容・方法・形態等の多様化・高度化を図る。
- ② 地域の課題に即した学習機会の提供と学習活動の場の提供について、効果的な企画・実施・運営が図られるような研修事業等を実施する。
- ③ 生涯学習に関する学習機会を捉えて、人権に関する研修を一層促進する。

主要施策（事業）	内 容
社会教育研究大会、公民館研究大会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育関係者、学校関係者等が一同に会した研究協議 ・公民館関係者が公民館活動のあり方を研究協議
人権教育促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育指導者研修会 ・関係機関のネットワーク化

(3) しつけ・心の触れあいのある家庭教育機能の充実

家庭は、生涯における人間形成の基礎を培う上で最も重要な役割を持ち、人格形成に大きく影響を及ぼすところである。そのため家庭の教育機能が十分に発揮できるよう支援を強化し、家庭教育の充実を図る。

- ① 各地域において、家庭教育に関する学習機会の拡充を図る。
- ② 家庭教育支援体制の充実を図るため、子育てに関する電話相談体制の充実、地域社会での支援体制の整備・充実を図る。
- ③ 「家庭教育支援講演会」を開催し、「地域の子は地域で育てる」気運の醸成を図る。
- ④ 市町村における子育て支援ネットワークの充実や父親の家庭教育への参加促進を図る。
- ⑤ 離島において子育てに関する相談、「巡回相談・子育てゼミ」を実施し、子育てやしつけなどの悩みや不安を抱く親の家庭教育学習の機会を拡充し、直接相談に対応する。

主要施策（事業）	内 容
家庭教育カウンセリング研修事業	<ul style="list-style-type: none">・カウンセリングの基礎的知識・技能についての研修 <p>対象：市町村の社会教育指導員、教育相談員、青少年育成指導者等の担当者</p>
親子電話相談事業 (子どもの居場所づくり推進事業)	<ul style="list-style-type: none">・家庭教育に関する悩みや不安を抱く親や友人関係等で悩む子どもへの支援としての電話相談 <p>名称：「子育てダイヤル・子ども相談」(24時間体制)</p>
家庭教育支援講演会 (子どもの居場所づくり推進事業)	<ul style="list-style-type: none">・「地域の子は地域で育てる」気運の醸成を図る・各教育事務所単位で隔年実施・「家庭教育支援会議」の設置・促進を図る
巡回相談・子育てゼミ (子どもの居場所づくり推進事業)	<ul style="list-style-type: none">・離島における子育てに関する講話及び相談・医学、心理学、保育学の専門家の派遣
訪問型家庭教育相談体制充実事業	<ul style="list-style-type: none">・訪問型家庭教育支援チームの設置・家庭や企業への訪問による情報や学習機会の提供及び相談体制の充実

6 健康な体をつくり県民が輝くスポーツの振興

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成19年度 実績	平成23年度 目標
県立社会体育施設利用者数	千人/年	398	552	1,000
学校体育施設の開放状況	%	65.5	62.0	82.0
沖縄県スポーツ・レクリエーション祭の参加者数	人/回	11,381	10,850	14,000
総合型地域スポーツクラブ数	団体 (累計)	1	21	41

(1) 県民一人一人が輝く生涯スポーツの推進

県民が各々のライフステージにおいて、スポーツに親しむことにより元気で輝く人生を送ることができ、また、地域においてスポーツを気軽に楽しむことができる環境の整備を図るなど、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に努める。

- ① 県民の一人一人が、ライフステージに応じて主体的にスポーツ活動を日常化する生涯スポーツ社会の実現を目指し、個々のライフスタイルにあった各種のスポーツプログラムの提供や総合型地域スポーツクラブの創設・育成を促進する。
- ② 県民が身近な地域において、体力や年齢、目的等に応じてスポーツを気軽に楽しむことができる環境を整備し、その有効活用を図る。
- ③ 全国スポーツ・レクリエーション祭への派遣、沖縄県スポーツ・レクリエーション祭等に県民の積極的な参加を促進する。
- ④ スポーツ・レクリエーション団体等を育成するとともに、多様化する県民のスポーツニーズに対応するため、指導者の養成・確保及び資質の向上を図る。
- ⑤ 沖縄の空手道・古武道の普及・振興を図るため、空手の統一団体による世界空手大会等を支援する。

主要施策（事業）	内 容
総合型地域スポーツクラブの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢、興味・関心、体力・技能などに応じて参加できる総合型地域スポーツクラブの創設・育成の促進 ・成人の週1回以上のスポーツ実践の促進
学校体育施設の開放事業	<ul style="list-style-type: none"> ・体育館、運動場等学校体育施設の県民への開放
全国スポーツ・レクリエーション祭派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的な規模で実践する場の提供 参加種目数：18種目 派遣人数：毎年170人程度
沖縄県スポーツ・レクリエーション祭の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ・レクリエーション活動を県民の日常生活に定着 開催種目数：44種目
生涯スポーツ団体の育成強化	<ul style="list-style-type: none"> ・体育指導委員相互の連携及び資質の向上 沖縄県体育指導委員協議会 沖縄県レクリエーション協会等
スポーツ指導者養成活用システム事業	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の多様化・高度化するスポーツニーズに応じたスポーツ指導者の資質向上 ・指導者の養成・確保、活用・研修に至るまでの一貫した指導体制や派遣システムの構築
第53回九州地区体育指導委員研究大会沖縄大会	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯スポーツの振興上の課題及び実践活動の成果について研究協議することにより、体育指導委員としての資質の向上を図り、生涯スポーツ社会の実現に資する。 ・平成23年1月下旬予定 ・参加人数 約3,000人

(2) 県民に夢と希望を与える競技スポーツの推進

スポーツ活動の一層の普及・振興及び県民の活力の高揚を図るため、競技力の向上・競技スポーツの推進に努める。

① 学校体育団体、スポーツ団体等の育成強化及びより専門性を有した質の高い指導者の養成・確保を図るとともに、拠点強化を推進し、国民体育大会等に向けた競技力向上対策事業を推進する。

- ② 平成22年度全国高等学校総合体育大会に向けた競技力向上対策事業を推進する。
- ③ 小・中・高校・競技団体の連携を密にするとともに、一貫指導システムの確立に努め、トップアスリートの育成・強化を図る。
- ④ スポーツ情報サービスの提供等、競技力向上を効果的に推進するため、スポーツ医・科学による支援体制の充実・強化を図る。

主要施策（事業）	内 容
国民体育大会及び九州ブロック大会への派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・国民体育大会（39競技） <ul style="list-style-type: none"> 都道府県対抗で実施 本大会、冬季大会に派遣 ・九州ブロック大会（30競技） <ul style="list-style-type: none"> 国民体育大会の予選大会に派遣 （平成18年度から国民体育大会は、夏・秋季大会が一本化され、本大会となる。）
スポーツ団体等の育成・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・本県の競技力の中核を担う沖縄県体育協会加盟の中体連、高体連、高野連をはじめとする各競技団体等の充実・強化 ・県体育協会運営支援、県民体育大会等の開催 ・スポーツ少年団の育成・強化
スポーツ指導者の養成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・競技力向上対策研修会の開催 ・優秀指導者の県外派遣 ・中央コーチの招聘等 ・質の高い指導者の養成・確保による競技力向上の推進 ・選手強化事業に携わる指導者の研修会の開催
平成22年度全国高校総体に向けた競技力向上対策	<ul style="list-style-type: none"> ・強化校の指定等、年次的な競技力向上対策事業の推進 ・中・長期的な競技力向上施策の策定
トップアスリートの育成・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体との連携、事業実施 <ul style="list-style-type: none"> ①県外派遣・県内強化合宿 ②高校強化推進運動部指定 ③高校駅伝競技の特別強化 ④一貫指導システムの整備 ⑤得意種目の育成・強化 ⑥国民体育大会・九州ブロック大会選手強化対策等
スポーツ医・科学研究の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ医・科学研究の充実及び積極的な活用 <ul style="list-style-type: none"> ①国体選手のメディカルチェック

- | | |
|--|---|
| | ②競技者の医事相談
③国民体育大会への医師等の帯同
④競技力向上のための調査・研究 |
|--|---|

(3) 社会体育施設の整備・充実

多様化・高度化するスポーツ・レクリエーション活動のニーズに応え、県民の健康・体力の保持増進とスポーツの振興を図るため、社会体育施設の充実を図る。

- ① 多種・多様なスポーツ大会に対応でき、かつ、高齢者や障害者に配慮した社会体育施設の整備に努める。
- ② 平成22年度全国高等学校総合体育大会に向けた施設の整備・充実を図る。
- ③ 専用サッカー競技場の整備について調査・研究を推進する。
- ④ 指定管理者と連携し、住民サービスの向上を図る。

主要施策（事業）	内 容
奥武山総合運動場等における社会体育施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した施設の改修・改築、バリアフリー化 ・水泳プール等の整備

7 豊かな感性をはぐくむ文化の振興

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成19年度 実績	平成23年度 目標
文化財の指定件数	件 (累計)	1,202	1,288	1,300
史跡の整備件数	件/年	14	15	18
県立博物館・美術館の施設利用 者数	人/年	—	—	500,000

(1) 文化財の保護と活用

本県の地理的位置や歴史の過程を経て醸成されてきた文化財は、県民共有の財産であり、その価値を再認識して、保存・継承・発展させることは、県民の責務である。県民の文化財に対する意識を高め、心豊かな生活が営まれるよう特色ある文化財の保存・整備・活用を図る。

- ① 国・県指定の史跡・名勝等の歴史的環境や建造物等の有形文化財の保存整備を促進するとともに、芸能・工芸技術等の無形文化財の伝承者を養成する。
- ② 沖縄の自然・歴史・文化の中から重要なものを指定し、文化財の普及啓発とともに、適切な保存・管理・活用を図る。
- ③ 県内各地に所在する文化財の多方面からの活用を推進するとともに、地域における文化財愛護活動の促進を図る。
- ④ 戦災文化財の復元整備については、円覚寺跡の保存整備を推進する。
- ⑤ 「琉球王国のグスク及び関連遺産群」として世界遺産に登録されたグスク等を継続して整備し、文化財的価値の周知を図り、適切に保存管理するとともに、公開・活用を推進し、歴史的環境の保全を図る。
- ⑥ 基地内に所在する埋蔵文化財の調査については、返還後の跡地利用計画の策定や地域開発の調整に資する資料を整備する。
- ⑦ 県立埋蔵文化財センターにおいては発掘調査体制の強化とともに、埋蔵文化財保護思想の普及啓発を図る。

- ⑧ 県外や国外に所在する沖縄の美術工芸品等の在外文化財調査を実施するとともに、流出文化財については、返還等を推進する。
- ⑨ 「歴代宝案」・「新沖縄県史」の編集・刊行を行う。

主要施策（事業）	内 容
史跡等保存整備活用等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県指定の史跡・名勝の保存修理や整備、活用等の実施 ・史跡指定地内の土地の公有化を図り、適切な保護・管理の実施 ・歴史の道の整備等の促進
有形、無形、民俗文化財、天然記念物等の指定・整備・活用事業	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に所在する各文化財の調査、指定の推進 ・国指定、県指定文化財等の適切な保存・管理及び整備 ・文化財に関する情報提供や公開活用及び伝承者養成事業の実施
戦災文化財の復元整備	<ul style="list-style-type: none"> ・円覚寺跡の保存修理の実施 石積、伽藍等保存修理、三門等復元整備
「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・副読本（小中高生版）の改訂とその活用促進 ・DVDの活用促進
基地内文化財の調査	<ul style="list-style-type: none"> ・S A C O（沖縄に関する特別行動委員会）で返還が合意された米軍基地等に所在する埋蔵文化財の試掘調査及び範囲確認調査等の実施
県立埋蔵文化財センターの体制の拡充と事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財の適切な保存活用及び県民の文化財保護思想の高揚 ・諸開発行為に伴う埋蔵文化財の発掘調査事業の実施と適切な対応を図るための体制の拡充 ・文化講座、体験学習等の普及啓発事業の推進及び発掘資料の保管・活用等の充実
在外文化財の調査	<ul style="list-style-type: none"> ・国外に所在する沖縄関連文化財の所在や保存状況、価値などの調査の実施、基礎資料作成 ・文化財としての価値や現状のデータ収集による沖縄の美術工芸の体系化 ・中国、台湾、韓国での沖縄関連文化財調査の推進
「歴代宝案」及び「新沖縄県史」の編集・刊行	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄と中国の外交の歴史を示す第一級の資料である歴代宝案の編集・刊行 ・「沖縄県の正史」として、自然史を含む先史から現代まで

	の沖縄県史編集・刊行
文化財保護思想普及事業	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護週間及び保護思想の周知 ・文化財図画作品募集事業の実施 ・文化財情報収集・提供事業の実施

(2) 文化施設の整備・充実と芸術文化活動の推進

本県の特色ある自然・歴史・文化は県民共有の財産であり、これらに対する知識と理解を深め、その価値を再認識していくため、文化施設の整備・充実に努め、地域文化の向上及び創造・発展を図る。

また、心身の成長期にある児童生徒に、優れた芸術を鑑賞する機会を提供することによって豊かな創造性と情操の涵養を図るとともに、学校における文化部活動への指導者派遣及び学校文化団体への支援を行うなど、芸術文化の充実・発展に努める。

- ① 沖縄の自然や歴史、文化、美術等の情報発信拠点として県立博物館・美術館の積極的な利活用を促進する。県立博物館では、沖縄の自然や歴史、文化に関する資料の収集、保管、常設展示の公開や特別展・企画展、文化講座、体験学習教室、移動博物館などを実施する。また、美術館においては沖縄県出身及び沖縄県ゆかりの作家の美術品、並びに沖縄独自の視点でアジア美術を収集、展示するとともに、企画展やワークショップなどを実施する。
- ② 国立劇場おきなわを活用し、児童生徒の組踊鑑賞会や県内普及公演等を通して沖縄伝統芸能の保存振興を図る。
- ③ 文化庁が実施している生の芸術に身近に触れる「本物の舞台芸術体験事業」、文化財団が実施している国内外で活躍する芸術家の公演事業としての「青少年劇場小公演」及び県教育委員会が実施している「こども青少年芸術劇場」の学校公演、「舞台芸術シアター」の鑑賞提供事業を推進する。
- ④ 中学校文化連盟及び高等学校文化連盟の育成・支援に努める。また、文化活動を行う高校生を対象に高校生国際文化交流事業を実施し、高校生の国際文化交流を推進する。

主要施策（事業）	内 容
県立博物館・美術館の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・県立博物館・美術館の積極的な利活用 ・博物館の常設展、企画・特別展の開催及びふれあい体験室、講座室、実習室等の活用 ・美術館の常設展、企画展の開催及び県民ギャラリー、アトリエ等の活用 ・博物館・美術館の普及啓発事業
組踊等沖縄伝統芸能普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「国立劇場おきなわ」を活用した沖縄伝統芸能の保存振興 ・組踊の普及・啓発事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ①組踊特別鑑賞会 ②児童生徒の組踊鑑賞会 ③教員のための鑑賞会
芸術鑑賞提供事業	<ul style="list-style-type: none"> ・本物の舞台芸術体験事業による公演の実施 (演劇、合唱、オーケストラ、人形劇等) ・青少年劇場小公演の実施 ・地域住民のためのコンサートの実施 ・沖縄県子ども青少年芸術劇場の実施 ・沖縄県舞台芸術シアターの実施
学校における文化活動の育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・各文化祭等への生徒派遣及び大会運営の支援 全国高文祭、県高文祭、九州地区高文連各種大会、 全国中学校文化発表会、県中学校総合文化祭 ・県高等学校文化連盟、県中学校文化連盟の支援
沖縄県高校生国際文化交流派遣事業	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生を諸外国へ派遣 (諸外国の高校生との文化交流)

8 新しい時代を展望した教育行政の充実

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成19年度 実績	平成23年度 目標
教育委員と地域住民等との意見 交換会の開催数	回	—	1	2
衛生委員会の設置	箇所	—	68	76

※【新たな指標】

より客観的な施策評価を行うため、新たな指標を設定した。

(1) 教育施策推進体制の充実

本県が自立的発展をめざし、平和で安らぎと活力のある地域社会を築くためには、教育諸条件を整備し、教育機能の充実と学習機会の拡充に努め、創造性に富み、国際性豊かな人材の育成を図る必要がある。そのため教育課題を明確にし、時代の進展に対応できる諸施策を推進する。

- ① 中・長期的な展望に立った教育長期計画及び沖縄県教育振興基本計画の推進を図る。
- ② 教育施策推進のため、市町村教育委員会、各関係機関・団体等との連携・協力を図る。

主要施策（事業）	内 容
沖縄県教育長期計画の推進	<ul style="list-style-type: none">・沖縄県教育長期計画に基づく諸施策の推進・同計画の進行管理のための教育推進計画（沖縄県教育振興基本計画）の推進
沖縄県教育振興基本計画 (第3次沖縄県教育推進 計画改訂版) の推進	<ul style="list-style-type: none">・沖縄県教育振興基本計画に基づく諸施策の推進

(2) 教育委員会の充実

教育委員会制度の目的と精神を踏まえ、教育行政の充実を図るとともに、地域・時代のニーズに対応した教育行政を推進する。

- ① 市町村教育委員会との連携を図り、適切な役割分担のもと、本県教育の振興と教育委員会の活性化を図る。
- ② 県民本位の成果・効率重視のスマートな行政を推進する。

主要施策（事業）	内 容
市町村教育委員会教育委員・教育長研修会の開催	・教育行政の当面する課題等について理解を深め、文教施策を推進
教育委員と地域住民等との意見交換会の実施	・教育委員と地域住民、市町村教育委員、学校教職員との意見交換会を実施
沖縄県教育委員会行政改革推進会議の開催	・行政改革に関する事項を調査検討し、教育委員会における行政改革を推進

(3) 福利厚生の充実

教職員の安全と健康を確保し、福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資するため、福利厚生の充実を図る。

- ① 教職員自らの生涯生活設計の確立とその実現に向けての取り組みを支援するため、退職後までも視野に入れた「沖縄県教職員等生涯生活設計推進計画」に沿った諸施策の展開に努める。
- ② 教職員住宅の整備については、老朽化や空き部屋の多い教職員住宅の統廃合を図りつつ、民間アパートの借上げを進める。
- ③ 労働安全衛生法等に基づく、職場における教職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成のため、安全衛生管理体制の整備充実を図る。

主要施策（事業）	内 容
教職員等生涯生活設計推進計画の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の生涯生活設計の充実 <ul style="list-style-type: none"> ①生涯生活設計づくりの支援 (生涯生活設計セミナー開催) ②健康の保持増進 (人間ドック・メンタルヘルス事業の推進) ③自由時間の活用 (各種スポーツ・レクリエーション・文化活動) ④暮らしの安定(介護講座)
教職員住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員住宅の管理運営・維持補修の強化 ・老朽化した教職員住宅の住環境の改善 ・住居性が極端に悪い教職員住宅の廃止 ・民間住宅の借り上げ拡充 ・北部地区住宅の統廃合
労働安全衛生管理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法に基づく産業医と衛生管理者の選任 ・職場における安全衛生管理体制の整備 ・教職員の安全と健康の確保 ・快適な職場環境の形成を促進

9 私立学校教育の振興

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成19年度 実績	平成23年度 目標
私立幼稚園の園児定員充足率	%	72.3	70.8	73.0
私立小学校の児童定員充足率	%	71.6	65.0	72.0
私立中学校の生徒定員充足率	%	89.0	94.6	92.0
私立高等学校の生徒定員充足率	%	90.4	76.7	90.5

※定員充足率は、認可定員に占める園児数、児童数又は生徒数の比率をいう。

(1) 私学助成その他の支援

学校教育における私立学校の果たす重要な役割を踏まえ、私立学校の教育条件の維持・向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、学校経営の健全性を高め私立学校の健全な発達に役立てるため、私学助成その他の支援を行う。

主要施策（事業）	内 容
私立学校等教育振興事業	<ul style="list-style-type: none"> ・私立学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校）の運営費に対する補助 ・私立幼稚園の預かり保育推進事業に対する補助 ・私立高等学校が生活保護世帯等の授業料軽減を行う場合の補助 ・私立幼稚園が特別支援教育を行う場合の補助 ・大学入学資格が認められた専修学校の高等課程の運営費に対する補助 ・日本私立学校振興・共済事業団の行う私立学校等教職員の共済事業に対する補助 ・私立学校等教職員の退職金掛金の負担軽減のための補助 ・私立学校審議会の意見を踏まえた収容定員の変更認可等による学校経営健全化のための指導

10 社会の信頼に応える学士課程教育の推進（県立大学）

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成19年度 実績	平成23年度 目標
卒業者数				
県立芸大	人/年	105	108	105
県立看護大	人/年	—	81	80
国家資格取得状況				
看護師	人/年	—	79	80
保健師	人/年	—	76	80
助産師	人/年	—	9	10

(1) 教育内容の充実

学生に対して質の高い教育を行い、地域社会に貢献し、国内はもとより国際的にも活躍できる優れた人材を育成する。
 また、生涯学習能力と応用力を有した学士を育成する。

- ① 入学者受入れの方針、教育課程の編成・実施の方針、学位授与の方針を明確化し、その検証を行う。
- ② 授業の到達目標と評価基準の明確化により厳正な成績評価を行う。
- ③ 社会人特別選抜や自己推薦特別選抜等の検討を図り、入学者受入れにおける社会的ニーズへの対応に努める。（芸大）
- ④ 高校生対象の講座や初等中等教育機関教員対象の講座の拡充により高大連携を促進し、高等学校と大学との接続の円滑化を図る。（芸大）
- ⑤ デザイン・工芸分野の充実を図るため、デザイン・工芸専攻に情報伝達系、漆芸領域（科目）を設置する。（芸大）
- ⑥ 単位の実質化を推進し、教育内容、教育方法の改善を図る。（芸大）
- ⑦ 入学者の受入れ方針を明確に定め、多様かつ適切な選抜方法により、優秀な学生を確保する。（看護大）
- ⑧ 学部教育として、教養教育、専門教育の内容を充実するとともに、卒業生の生涯学習支援の充実を図る。（看護大）

- ⑨ より良い学習環境をつくるなど、学生支援の充実を図る。(看護大)
- ⑩ 沖縄の地理・文化に根ざした保健看護を行い、社会の変化への自立的な対応やグローバル化に対応して国際的視野を持ち活動できる看護職者を養成する。
(看護大)

【看護大学】

主要施策（事業）	内 容
入学者の受入れ方針の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・大学の期待する学生像に沿った学生の受け入れ方針の明確による多様かつ適切な選抜方法の開発
教育内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学習への適応力を高め、自主的学習意欲や態度を育成する。 ・社会人としての自覚、生命を尊重する態度、コミュニケーション能力の養成 ・看護専門職者に必要な基本的な知識、技術、態度の習得 ・科学的根拠に基づく判断と問題解決能力及び専門職としてのマネジメント能力の養成 ・グローバルな視野で、学際的チームアプローチを用いた保健看護活動ができる能力、保健看護の実践と学術的発展に寄与できる能力の養成 ・卒業生、特に離島・過疎地で働く卒業生への継続教育の充実 ・専門職業人として必要な最新の知識、スキル、態度の養成と現場に役立つ専門的保健看護能力の高度化
厳正な成績評価	<ul style="list-style-type: none"> ・厳正かつ公正な成績評価を行うための授業の到達目標と評価基準の明確化 ・学生の不服申立てに対するシステムの構築
学生支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の生活指導及び福利厚生の充実 ・学生の主体性を育てる学習支援の仕組みの確立 ・学生の主体的な課外活動の促進 ・学生の進路及び就職選択の支援

(2) 教育実施体制の充実

学士課程で身に付ける学習成果の達成を目指し、大学教育の質の向上・保証を推進するための多元的な大学評価の確立や適正な教職員の配置など教育実施体制の充実を図る。

- ① 教育力向上のための組織的なFD^{注1}活動の推進に取り組むとともに、教員評価の在り方や教育研究などのシステムの整備等を含め、教員の教育力向上に向けた取組を総合的に推進する。
- ② 全学教育に関する研究センターの設置により、教養教育の組織的研究の実施や教養教育と専門教育の有機的連携の促進を図る。(芸大)
- ③ 最新の科学的根拠を取り入れた革新的看護教育を推進する。(看護大)
- ④ 「質の高い大学教育推進プログラム」(国庫補助事業)を推進する。(看護大)
- ⑤ 適正な教職員の配置、実習指導体制の確立など教育指導体制の充実を図る。
(看護大)

【看護大学】

主要施策（事業）	内 容
教育実施体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・教育目標を設定し、質の高い教育を実施するための適正な教職員の配置と専門性の向上に努める。 ・臨地実習施設との協働による実習指導体制の組織的な確立 ・学生のハワイ大学派遣研修の充実 ・大学図書館専門員、情報機器の充実及び情報教育に不可欠な教員、SE^{注2}、補助嘱託員などの確保に努める。
教育の質の改善のためのシステム構築	<ul style="list-style-type: none"> ・学内の評価文化を醸成するための自己点検と評価の推進 ・教員の学内及び国内外の実践者、教育研究者との交流の推進 ・大学独自に各専門分野・領域の最新の文献を紹介する学内誌「シンセサイザー」、教員の海外研修、学長奨励教育研究費助成等の充実 ・効果的で魅力ある授業を実施するための組織的なFDの推進 ・学生による授業評価に基づく教員の教育内容の改善に関する取組の体系的化 ・教育内容や方法等の改善を図るために外部評価制度の導入
「質の高い大学教育推進プログラム」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・超高齢社会を迎えている離島住民の地理的文化的特性を理解し、地域に根ざした保健看護活動ができる人材育成を期した「質の高い大学教育推進プログラム」(国庫補助事業)の推進

注1 FD (ファカルティ・ディベロップメント)：教員の組織的な研修

注2 SE (システムエンジニア)：教育研究に必要な情報機器関係の専門職員

1.1 大学院教育の強化（県立大学）

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成19年度 実績	平成23年度 目標
修士課程修了者数（芸大） 博士前期課程修了者数 (看護大)	人/年 人/年	30 —	31 5	30 6
博士課程修了者数（芸大） 博士後期課程修了者数 (看護大)	人/年 人/年	3 —	0 2	3 2

（1）教育内容の充実

時代の動向や要請に的確に応えるとともに、国際的に通用する高度で専門的な知識・能力を備えた人材を養成するため、大学院教育の内容の充実を図る。

- ① 国内外の大学との交流、学生や研究員等の人的な交流を拡大させ、国際的な共同研究体制の構築を図る。
- ② 公正な基準の下での成績評価を実施する。
- ③ より良い学習環境をつくるため、学生支援の充実を図る。
- ④ 実技系領域における博士の養成方法について検討する。（芸大）
- ⑤ 姉妹校を増やし学生、教員の交流を促進する。（芸大）
- ⑥ 看護並びに保健・医療・福祉を取り巻く幅広い領域を視野に入れた入学者の確保と社会人の受け入れ体制の充実を図る。（看護大）
- ⑦ 博士前期課程及び博士後期課程の教育内容の充実を図る。（看護大）
- ⑧ 看護専門分野のリーダーとして高度なケアを実践できる実践者、看護の管理者、学習や教育の原理を統合して看護教育に応用する教育者、研究活動によって看護学の発展に貢献する研究者、保健看護活動を通して新しい学問の創出に貢献できる人材を育成する。（看護大）

【看護大学】

主要施策（事業）	内 容
入学者の受け入れの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな看護経験を有し、将来看護ならびに保健・医療・福祉等の領域において指導者として活躍できる人材の受け入れ ・入学応募者の増加を図るために、入学準備教育指導体制の導入と受験資格を与えるための学力認定試験の方法の検討
教育内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・博士前期課程においては、看護の高度な実践能力を習得した専門看護師の養成や高度な看護実践能力の向上のための各種教育プログラムの開発を目指す。 ・博士後期課程においては、研究課題を追究できる高度な研究能力の育成のため、国内外の学術学会への参加、研究者との交流を強化し、専門的な研究能力の向上を目指す。 ・学生間のピュアレビューや複数指導教員体制による多角的な視点での学生の研究能力の向上
成績評価	<ul style="list-style-type: none"> ・各科目の成績評価及び学位授与の公正な基準の下での実施、学位授与率の向上 ・教育目標に応じた客観的で公正な審査体制の充実
学生支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・有職学生及び遠隔居住学生の支援体制の充実 ・適切なRA^{注1}、TA^{注2}の活用、活性化の推進

(2) 教育実施体制の充実

高度な学術研究を基盤とした教育を展開し、創造性豊かな優れた研究・開発能力と高度な専門的知識・能力を持つ人材を養成するため、教育体制の充実を図る。

- ① 教員の確保及び研究指導能力の向上を図る。
- ② 大学院生の研究活動に対する指導・支援体制を充実・強化する。(芸大)
- ③ 組織的な研究指導体制の整備と専門性を考慮した学外からの教員の活用を図る。(看護大)

注1 RA(リサーチ・アシスタント)：大学院の学生が研究プロジェクト等の研究補助業務を行う。

注2 TA(ティーチング・アシスタント)：大学院の学生が授業等の補助を行う。

- ④ 教育の質の改善のためのシステムを整備する。(看護大)
- ⑤ 学習環境の向上と遠隔教育システムの強化を図る。(看護大)
- ⑥ 高度な教育を実施するための研究指導体制、図書や情報システム等学習環境の整備に努める。(看護大)
- ⑦ 「大学院教育改革支援プログラム」(国庫補助事業)を推進する。(看護大)

【看護大学】

主要施策（事業）	内 容
教育実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・複数指導教員体制の充実を図り、学位授与率100%を目指す。 ・学外からの教育・研究領域に卓越した教育者の確保
教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・学術雑誌、図書の充実 ・遠隔教育システムの質の改善と電子図書館機能の活性化及び情報アクセス環境の充実 ・長期履修制度の導入など社会人学生が学びやすい教育環境、体制の構築
教育の質の改善のためのシステム整備	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の大学等におけるFD研修への参加の推進 ・研究指導能力の向上と指導方法の改善を目指した学生の評価を取り入れる評価システムの整備
「大学院教育改革支援プログラム」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・島嶼の看護活動と多職種連携活動を担う高度実践者及び実践的教育研究指導者の育成を目的とする「大学院教育改革支援プログラム」(国庫補助事業)の推進

12 大学の教育研究の推進と基盤の強化（県立大学）

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成19年度 実績	平成23年度 目標
研究発表（国内外）件数 (看護大)	件/年	—	146 (平成18年度実績)	150
学長奨励研究件数（看護大）	件/年	3	6	6
科学研究費補助金件数				
県立芸大	件/年	3	5	10
県立看護大	件/年	3	8	5
民間資金件数				
県立芸大	件/年	0	2	5
県立看護大	件/年	0	3	3

※研究発表の内容は、著書・学術論文・学会発表・研究等報告で、平成16年以降に件数が整理された。

(1) 教育研究の充実

グローバル化する知識基盤社会、学習社会において、国際的通用性、信頼性の向上を図るため、教育研究機能の強化を推進する。

- ① 科学研究費や外部研究資金等の積極的導入を図る。
- ② 研究活動の一層の充実を図るため、プロジェクト研究の推進や教育研究費の有効活用を図る。（芸大）
- ③ 研究体制の整備・充実を図る。（看護大）
- ④ 教育・実践・研究の有機的連携を図る。（看護大）
- ⑤ 研究成果を蓄積し、広く地域社会に発信する。（看護大）
- ⑥ 研究環境を充実し、本県の保健医療福祉の課題に応えうる地域に根ざした研究活動の実現を図る。（看護大）
- ⑦ 教員は研究能力の向上に努めると共に、国内外の研究者との人的交流を図る。

（看護大）

【看護大学】

主要施策（事業）	内 容
研究体制の整備・充実	・遠隔地を含めた実践現場との共同研究を推進するための

	<p>施設設備の充実と研究体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争的研究資金の獲得を進めるための支援体制の構築
教育・実践・研究の有機的連携	<ul style="list-style-type: none"> ・各専門分野、領域の最新の文献を紹介する学内誌「沖縄県立看護大学シンセサイザー」の教育、実践への活用 ・研究成果を実践現場や地域社会に還元する機会の創設
研究成果の蓄積・発信	<ul style="list-style-type: none"> ・研究成果の国内外の学会、学術雑誌への発表 ・研究成果を蓄積し発信するための研究会や学会などの創設の検討

(2) 教育研究施設・設備の整備の推進

優れた人材の育成や創造的・先進的な研究開発を推進するため、安全性の確保をはじめとする現代の教育研究ニーズを満たす機能を備えるよう、重点的・計画的な整備を推進する。

- ① 教育研究に必要な設備・施設の充実を図る。
- ② 老朽校舎対策を推進する。(芸大)
- ③ 実践現場の看護職者等や学内外の研究者との学際的な共同研究を推進する中核的な役割を行い、卒業生をはじめ本県で働く看護職者等への生涯学習の提供並びに学術情報発展の拠点として、本学に看護実践開発センター（仮称）機能を創設する。(看護大)

【看護大学】

主要施策（事業）	内 容
教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・学内外のIT機器・AV機器の整備及び教育関連施設、備品の整備、更新。特に島嶼県での実践的教育を支える遠隔教育システムの整備と充実 ・大学の施設・設備、財政面など教育的環境の整備、遠隔教育を支えるIT機器の整備 ・図書館の収蔵図書及び情報の効果的利用や質的充実、図書館機能の電子化の促進による利用者のニーズに的確に対応できる運用体制の整備 ・履修登録および成績評価システムの改善 ・自主的スキル学習のための実習室の充実
看護実践開発センター機能の創設（看護大）	<ul style="list-style-type: none"> ・学際的な共同研究の推進 ・社会貢献活動を一元化した組織的な展開 ・認定看護師等の資格取得研修の実施検討

13 大学による社会貢献の推進（県立大学）

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成19年度 実績	平成23年度 目標
「公開講座」の開催数 県立芸大 県立看護大	回/年	28 5	42 14	42 15
展示会開催数（芸大）	回/年	27	28	32
「ナーシングリーダーシップ会議」の開催数（看護大）	回/年	1	4	2
「社会人学び直しニーズ対応教育推進プログラム」受講生数 （看護大）	人/年	—	15	20
別科助産専攻卒業者数（看護大）	人/年	—	—	20
JICA等研修生数（看護大） 【受け入れ人数】	人/年	46	15	30
図書館の学外利用者数（看護大） 【一般への解放】	人/年	2,255 (平成14年度実績)	5,034	5,500

※別科助産専攻入学生は、平成20年度から受け入れている。

（1）地域振興に貢献する取組の充実

地域社会においてニーズの高い教育や、地域の活性化等の社会貢献のための取組を推進し、地域振興に貢献する。

- ① 生涯学習支援機能を拡充する。
- ② 地域に開かれた大学としての機能を充実する。
- ③ 小・中・高校生を対象とした講座の充実、芸術教育への支援、高等学校芸術・芸能コースとの連携を強化する。（芸大）
- ④ 本県に不足している専門的看護職者の育成を強化する。（看護大）

- ⑤ 保健医療福祉分野における看護へのニーズを把握し、それに対応できる社会貢献の活動を展開する。(看護大)

【看護大学】

主要施策（事業）	内 容
生涯学習支援機能の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・一般住民を対象とした健康・看護に関する公開講座、看護職者等の能力開発のための公開講座の開催 ・「ナーシングリーダーシップ会議」の充実 ・「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」の継続と事業完了後の発展的な実施の検討 ・教員個々の専門性を生かした事業として、革新的看護活動、研究的看護実践、看護方法の確立などの開発・導入の検討 ・教員の専門性を生かし、県内外での委員会等の委員活動や研修会・講演等の講師として協力し社会的役割を担う。 ・国内外からの研修生の受け入れ
地域に開かれた大学としての機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・附属図書館等大学の施設の県内保健医療福祉関係者や一般県民への開放の推進 ・遠隔地から大学施設等を利用しやすくなるためのシステムの導入
専門的看護職者の育成強化	<ul style="list-style-type: none"> ・県内のニーズに対応した資格取得研修の実施の検討 ・別科助産師専攻の教育環境や教育方法を充実させ、離島へき地においても自律的に活動できる助産師を育成する。

教 育 の 目 標

平成21年3月 決裁日

県は、個性の尊重を基本とし、国及び郷土の自然と文化に誇りをもち、創造性・国際性に富む人材の育成と生涯学習の振興を期して、次のことを目標に教育施策を推進する。

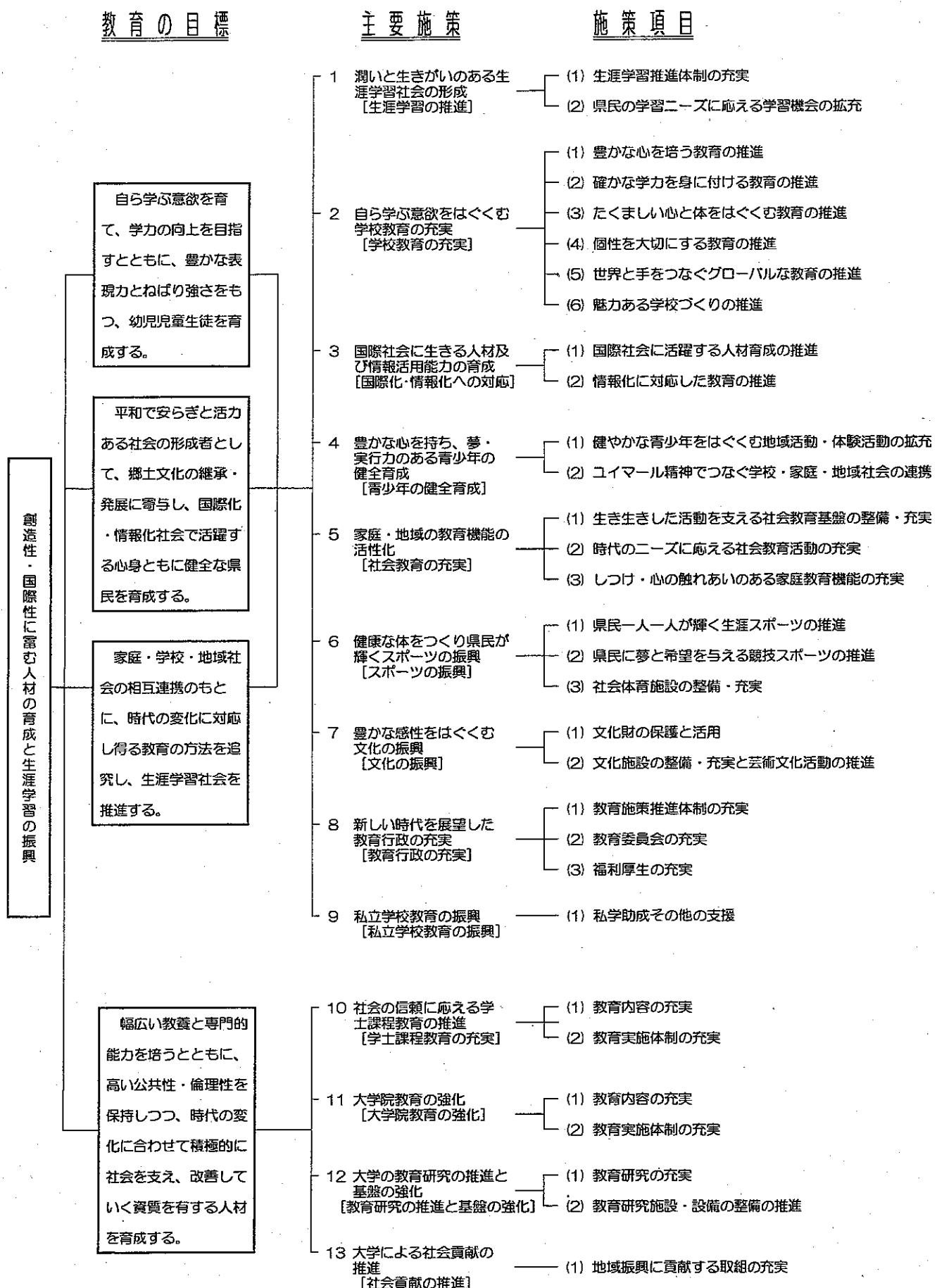
自ら学ぶ意欲を育て、学力の向上を目指すとともに、豊かな表現力とねばり強さをもつ、幼児児童生徒を育成する。

平和で安らぎと活力ある社会の形成者として、郷土文化の継承・発展に寄与し、国際化・情報化社会で活躍する心身ともに健全な県民を育成する。

家庭・学校・地域社会の相互連携のもとに、時代の変化に対応し得る教育の方法を追究し、生涯学習社会を推進する。

幅広い教養と専門的能力を培うとともに、高い公共性・倫理性を保持しつつ、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、改善していく資質を有する人材を育成する。

教育施策の体系



沖縄県教育振興基本計画
— 第3次沖縄県教育推進計画（改訂版） —

発行 平成21年3月

沖縄県教育厅総務課

沖縄県那覇市泉崎1-2-2

TEL 098(866)2705

FAX 098(866)2710

ホームページ (<http://www-edu.pref.okinawa.jp/>)
